

第3期 川口市障害者自立支援 福祉計画

ともに支えあう地域の中で
すべての人が輝くまち

平成24年3月

川口市



はじめに

本市では、「川口市障害者福祉計画」の基本理念である「ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち」をめざし、平成21年3月にその実施計画となる「第2期川口市障害者自立支援福祉計画」を策定し、各種障害者施策を積極的に推し進めながら、障害者の方々の自立生活と社会参加の促進を図ってまいりました。

近年の障害福祉施策を取り巻く状況は大きく変化しており、平成15年4月からはそれまでの「措置制度」から「支援費制度」に移行し、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」は、今まで障害種別ごとに提供されていた福祉サービスを一元的に規定し、より障害者のニーズに即したサービス提供体制の充実を目指したものとして始まりました。しかしながら、この法律は、施行当初より多くの障害者団体やその関係者から異論が唱えられ、幾度かの改正が行われてきたところであり、現在では障害者自立支援法に変わる新たな法律の制定に向けた動きもあり、いまだ流動的な状況にあります。

このような状況のもと、平成23年10月に川口市と鳩ヶ谷市が合併し、「新川口市」が誕生したことにより、改めて本市の障害福祉施策の環境を評価・検証し、国の制度改正などを踏まえ、新たな取り組みを構築していく必要性が生じました。

「川口市障害者自立支援福祉計画」は、障害者自立支援法に基づき3年ごとに見直しを行うことが義務付けられております。このたびの「第3期川口市障害者自立支援福祉計画」は、平成24年4月から平成27年3月までを計画期間とし、第2期計画の施策やサービスの検証を十分に行うとともに、合併や法改正などの動きを反映し、計画的な取り組みの方策を明確にしながら、より充実した福祉サービスの提供に向けた計画として策定しました。

この計画策定にあたり、障害者の方々はもとより、障害者団体及び施設運営事業者の皆様アンケート調査へのご協力をいただいたほか、川口市障害者福祉計画等策定委員会並びに川口市自立支援協議会の皆様から貴重なご意見・ご提言をいただきました。関係各位に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、この計画の推進につきましても、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

川口市長 岡村 幸四郎

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景.....	3
2	本計画の位置づけ.....	5
3	計画の期間.....	6
4	計画策定の体制.....	6

第2章 障害のある人の状況と第2期計画の取組状況

1	障害のある人の状況.....	11
1)	本市の人口.....	11
2)	障害者手帳の所持者.....	12
2	第2期計画の取組状況.....	18
1)	障害福祉サービスの進捗.....	18
2)	障害福祉サービスの取組状況.....	20
3)	地域生活支援事業の進捗.....	23
4)	地域生活支援事業の取組状況.....	24
3	アンケート調査にみる障害者ニーズや環境への評価.....	26

第3章 基本目標

1	障害者施策の基本的な考え方.....	35
2	第3期計画策定にあたっての課題.....	37
3	平成26年度の目標値.....	38
1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	39
2)	福祉施設から一般就労への移行.....	41
4	目標を達成するための施策の体系.....	44
1)	国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）.....	44
2)	市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）.....	45

第4章 サービス必要量の見込み

1	サービス提供に関する基本的な考え方.....	49
2	国が定める基準で実施するサービスの見込量の設定.....	50
1)	訪問系サービス.....	50
2)	日中活動系サービス.....	53
3)	居住系サービス.....	58
4)	指定相談支援（サービス等利用計画作成）.....	61

3	市が行うことと定められているサービス (地域生活支援事業)の見込量の設定.....	63
1)	実施する事業.....	63
2)	各年度のサービス見込量.....	65
第5章 重点的な取組		
1	第3期計画における重点的な取組の枠組みと視点.....	73
2	取組の内容.....	75
1)	訪問系サービスにおける重点的な取組.....	75
2)	日中活動系サービスにおける重点的な取組.....	76
3)	居住系サービスにおける重点的な取組.....	77
4)	地域生活支援事業における重点的な取組.....	78
第6章 制度の円滑な運営の仕組みと計画の推進		
1	適切な障害程度区分の認定.....	83
2	自立支援協議会の運営.....	83
3	計画の達成状況の評価・点検及び公表.....	83
4	連携.....	84
資料編		
1	川口市障害者福祉計画等策定委員会要綱.....	87
2	川口市障害者福祉計画等策定委員会委員名簿.....	89
3	川口市障害者福祉計画等策定委員会策定経過.....	90
4	用語集.....	93

本文中の*印の付いた用語については、資料編の「4 用語集」に説明があります。

「障害」という言葉については、法律用語では漢字表記ですが、昨今各地域において「障がい」あるいは「しょうがい」といった表記もみられます。本計画の策定委員会でも議論されましたが、本計画書においては漢字表記で「障害」とすることとしました。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国においては、人口構造の高齢化等と相まって、障害者や介護者の高齢化並びに障害の重度化・重複化といった問題の表面化が進むとともに、障害者を取り巻く社会状況・環境等についても、情報化や市民の価値観・ライフスタイル*の多様化が進んできています。障害者自身の意識も変化し、地域における自立した生活や就労、社会参加に対する意欲・志向性が、従来以上に高まってきています。

また、障害者をめぐる法制度については、平成17年4月の「発達障害者支援法*」施行など、障害の概念・範囲の広がりに対応した法整備がすすめられてきました。

さらに、平成18年度からは「障害者自立支援法*」の施行により、障害保健福祉の総合化、自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保等の観点から、従来の障害者関連サービスが新たな体系へと再編されました。

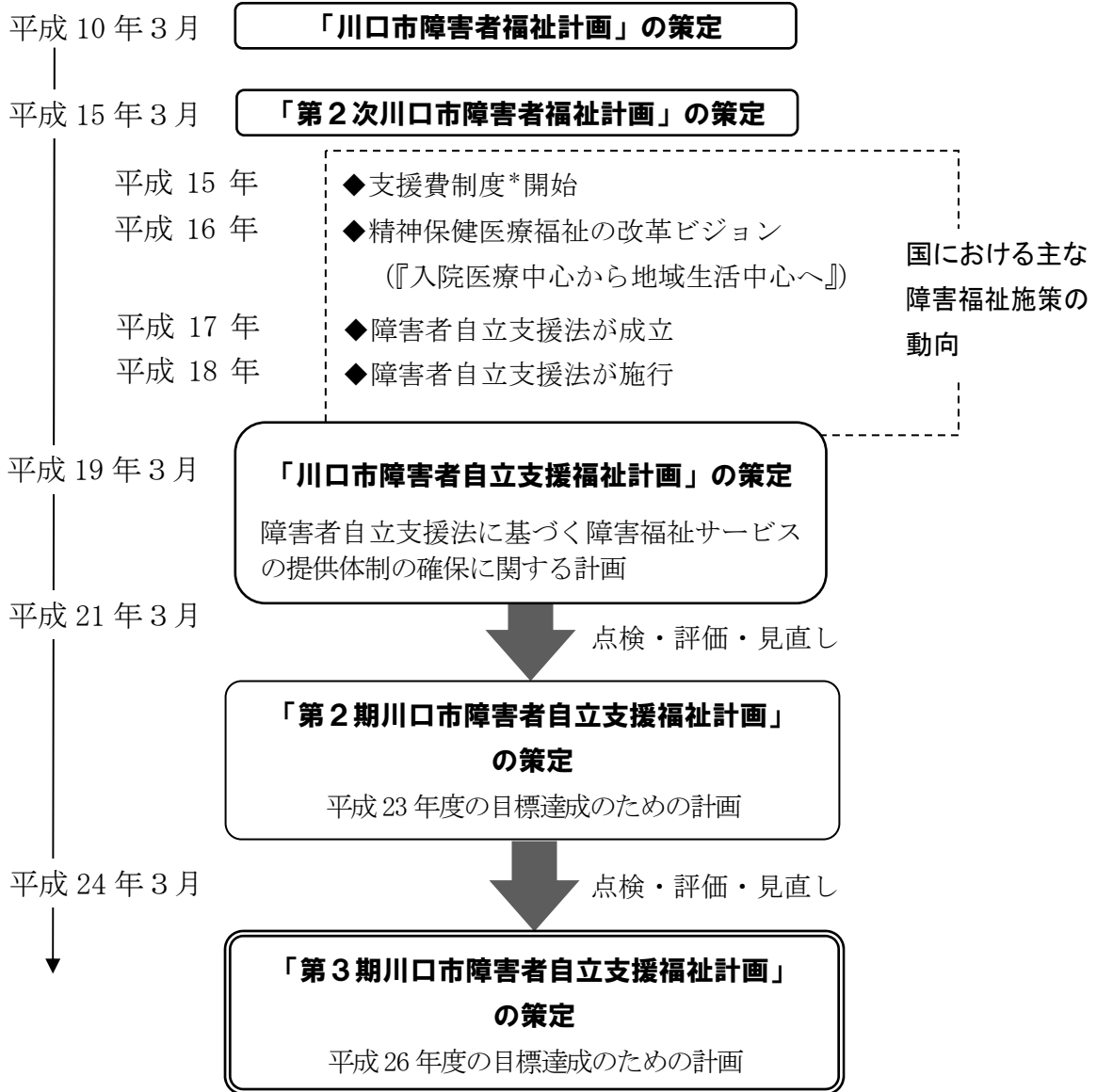
今後、障害者自立支援法の改正などの障害者制度改革推進の動きや、新たな法律の制定など、障害者をめぐる法制度の変更が予定されています。

このような状況を踏まえ、本市においては、「第2期川口市障害者自立支援福祉計画」（以下、「第2期計画」という）が、満了となることから、平成26年度の目標達成に向けた「第3期計画」を策定するものです。

なお、平成23年10月11日に川口市と鳩ヶ谷市が合併し、「新川口市」として策定する、最初の「障害者自立支援福祉計画」でもあります。



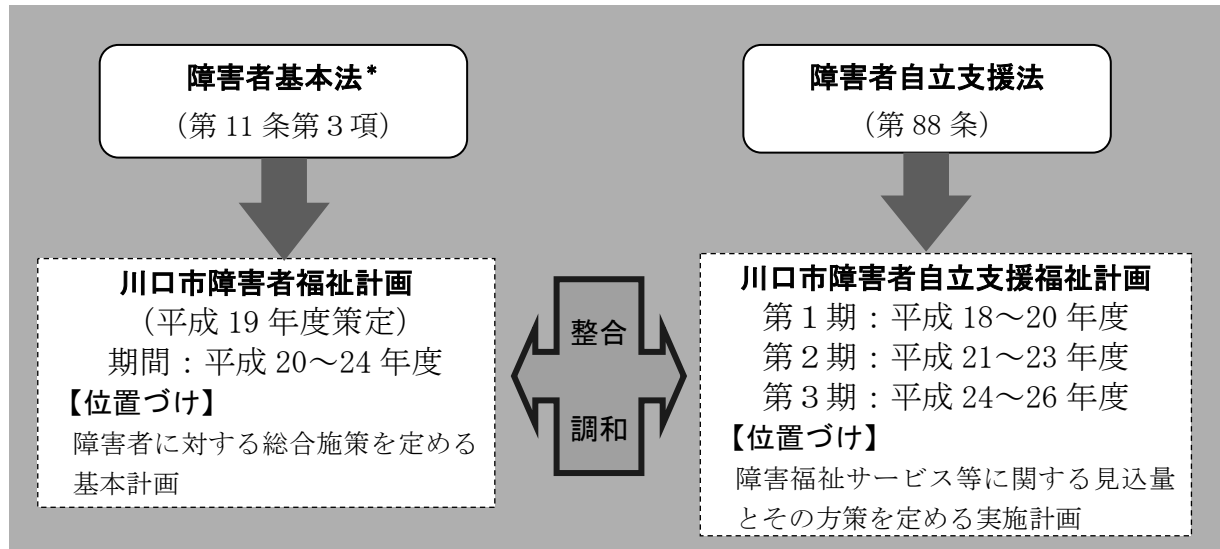
■ 本計画の背景



2 本計画の位置づけ

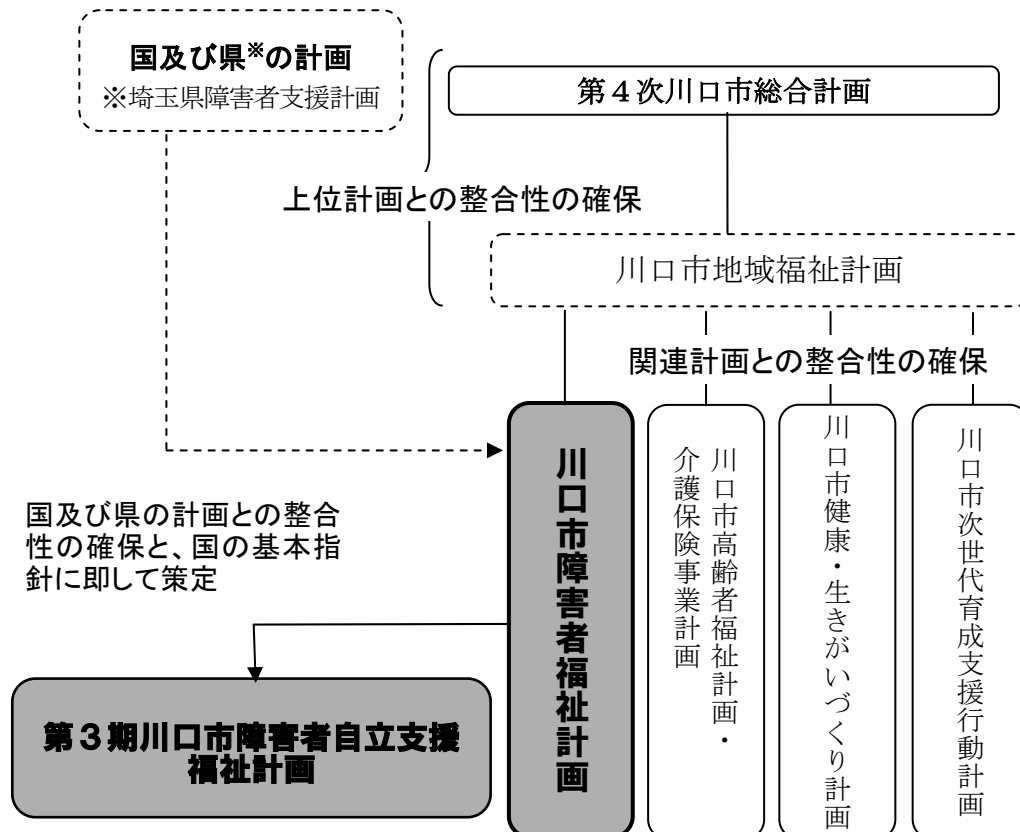
障害者自立支援福祉計画は「障害福祉サービス等に関する見込量とその方策を定める実施計画」であり、障害者福祉計画とは、以下の関係にあります。

■ 障害者福祉計画と障害者自立支援福祉計画の関係



また、県計画や市の上位計画である総合計画及び関連計画との整合性に配慮して策定するものです。

■ 本計画と関連計画との関係



3 計画の期間

本計画は、平成 26 年度末の目標値を定める、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間の計画です。

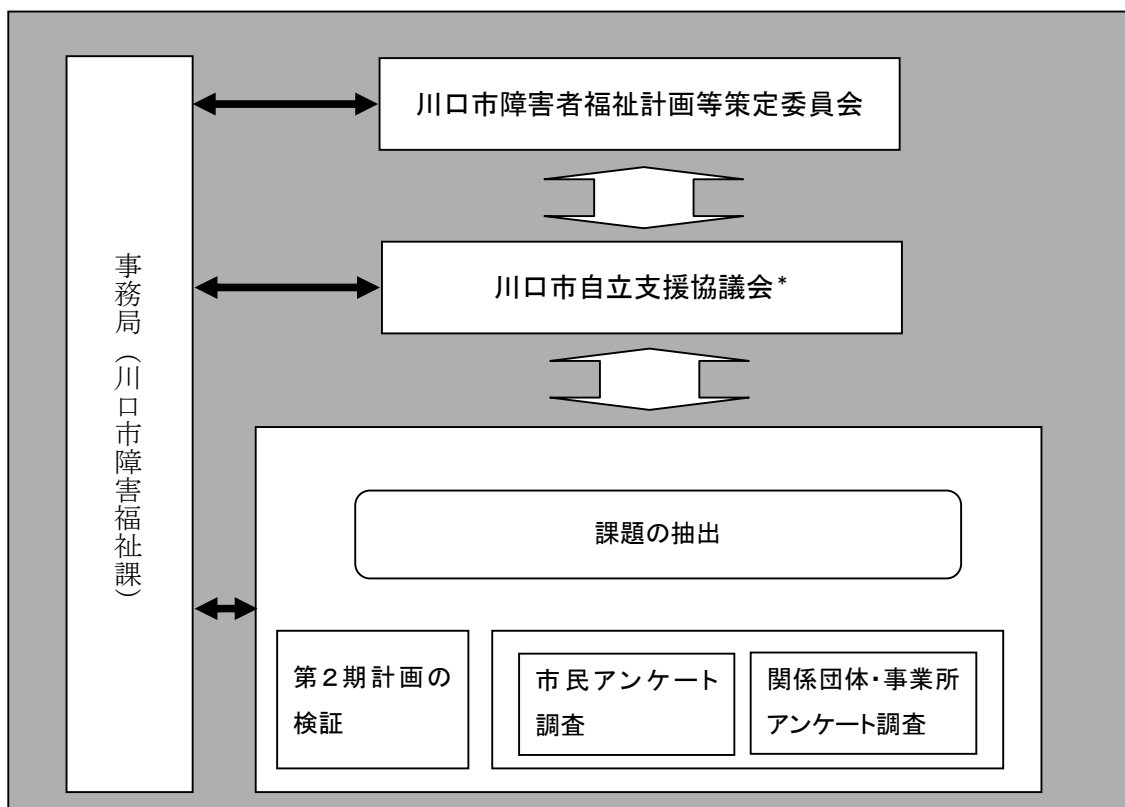
■ 計画期間

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
障害者自立支援福祉計画	第1期			第2期			第3期		
障害福祉計画	川口市障害者福祉計画		川口市障害者福祉計画(改定)					(再改定)	

4 計画策定の体制

本計画策定の流れと検討体制は以下のとおりです。

■ 第3期計画の策定の流れと体制



なお、アンケート調査方法等については、以下のとおりです。

■ アンケート調査の実施概要

		配布数	回収数 (回収率)
調査対象	①障害者	○身体障害*者手帳所持者 ○療育手帳*所持者 ○精神障害*者保健福祉手帳所持者	1,400名 (旧鳩ヶ谷市含む) 578名 (41.3%)
	②団体	○川口市障害者団体連絡協議会加入団体	23団体 11団体 (47.8%)
	③事業所	○市内の障害に関わる事業所	69事業所 52事業所 (75.4%)
抽出法	①障害者	抽出(平成23年8月1日現在)	
	②団体	全数(平成23年8月1日現在)	
	③事業所	全数(平成23年8月1日現在)	
調査方法		郵送による配布・回収	
調査時期		平成23年8月11日～8月25日	



第2章 障害のある人の状況と 第2期計画の取組状況

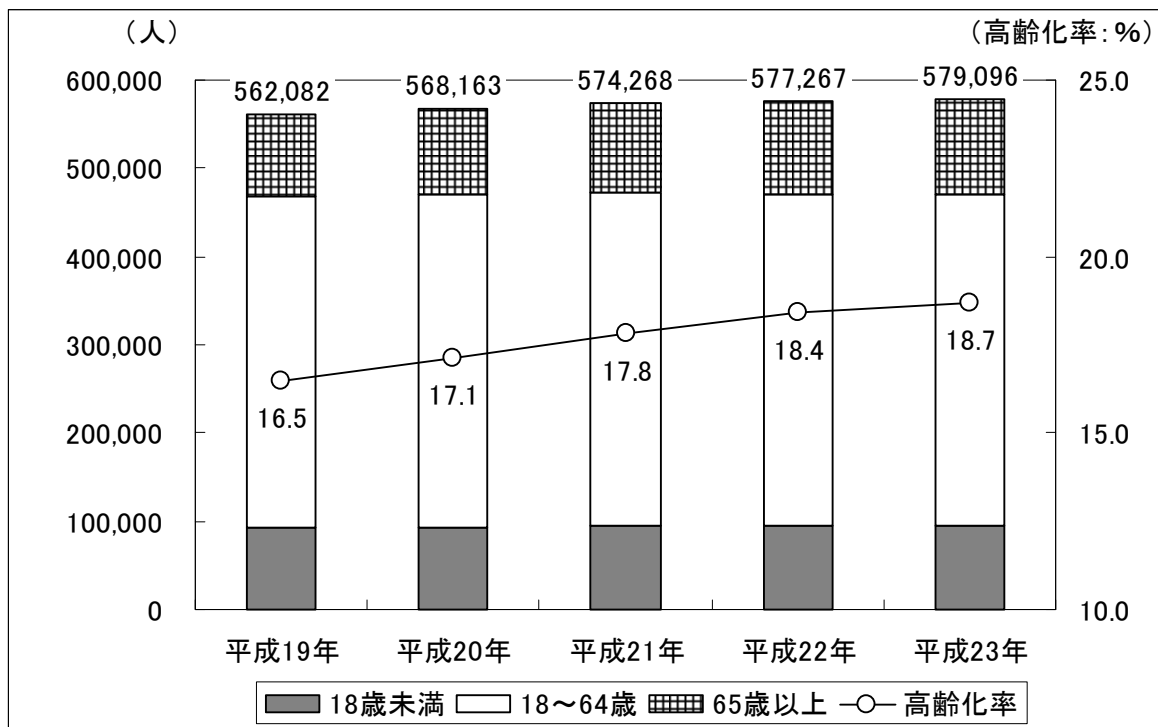
1 障害のある人の状況

1) 本市の人口

平成23年4月1日現在、本市の人口は579,096人（住民基本台帳及び外国人登録）であり、年々増加傾向にあります。

また、少子高齢化の状況は進行しており、65歳以上の高齢者の人口が総人口に占める割合（高齢化率）をみると平成19年の16.5%に対し、平成23年では18.7%まで2.2ポイント増加しています。

■ 本市の人口推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日）

注：統計数字の取り扱いについて

本計画に掲載している人口等各種統計数値については、旧川口市と旧鳩ヶ谷市を合わせた数値です。

以下についても同じであり記載は省略します。

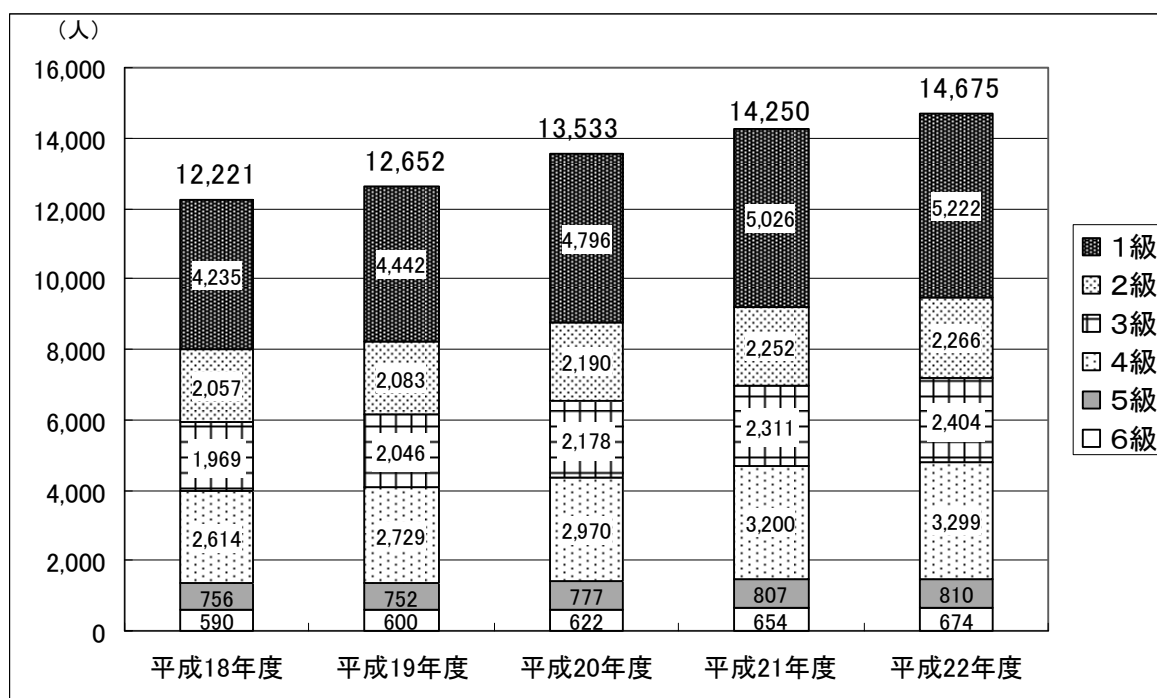
2) 障害者手帳の所持者

① 身体障害者

平成23年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は14,675人となっています。これは総人口（平成23年4月1日現在579,096人）の2.5%にあたります。

平成22年度の手帳の等級分布をみると、重度障害者（1級、2級）が51.0%と半数を超えています。種類別では「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が54.2%と最も多く、「内部障害」が30.3%で続いています。このほか、視覚障害が7.0%、聴覚・平衡機能障害が6.6%、音声・言語そしゃく機能障害が1.3%となっています。

■ 身体障害者の等級別推移（各年度3月末）

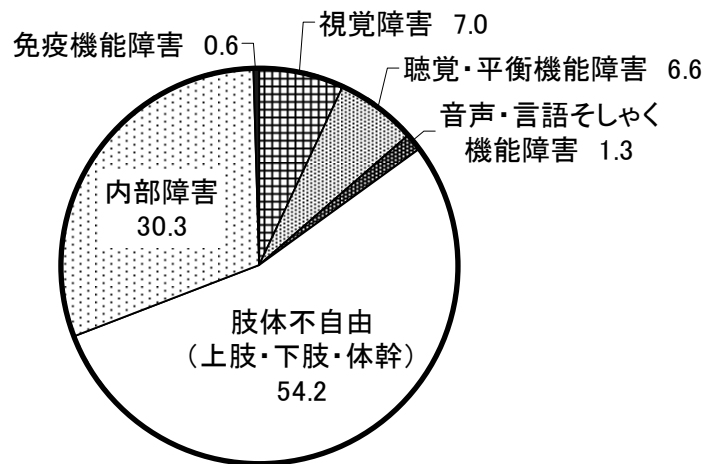


	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
1級	4,235	4,442	4,796	5,026	5,222	35.6%
2級	2,057	2,083	2,190	2,252	2,266	15.4%
3級	1,969	2,046	2,178	2,311	2,404	16.4%
4級	2,614	2,729	2,970	3,200	3,299	22.5%
5級	756	752	777	807	810	5.5%
6級	590	600	622	654	674	4.6%
合計	12,221	12,652	13,533	14,250	14,675	100.0%

注：%の合計値は四捨五入してあるため100.0%にならない場合がある。

■ 身体障害者手帳所持者（種類別：平成 23 年3月 31 日現在）

（単位：％）

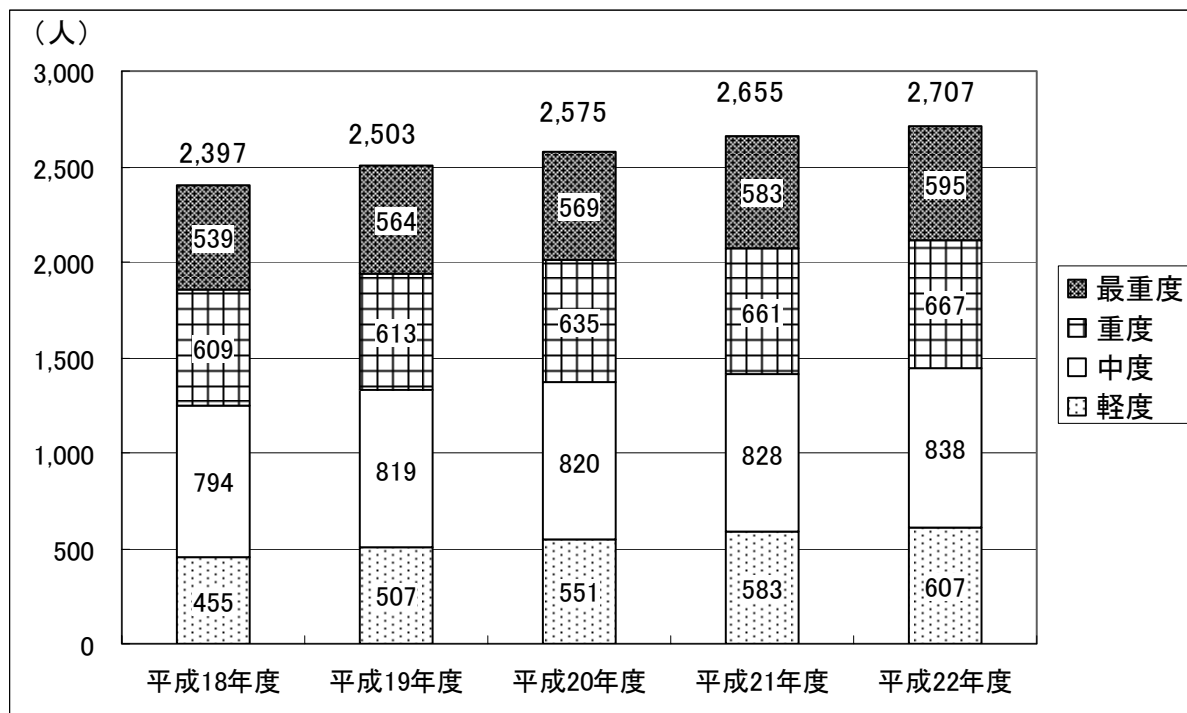


注：％の合計値は四捨五入してあるため 100.0％にならない場合がある。

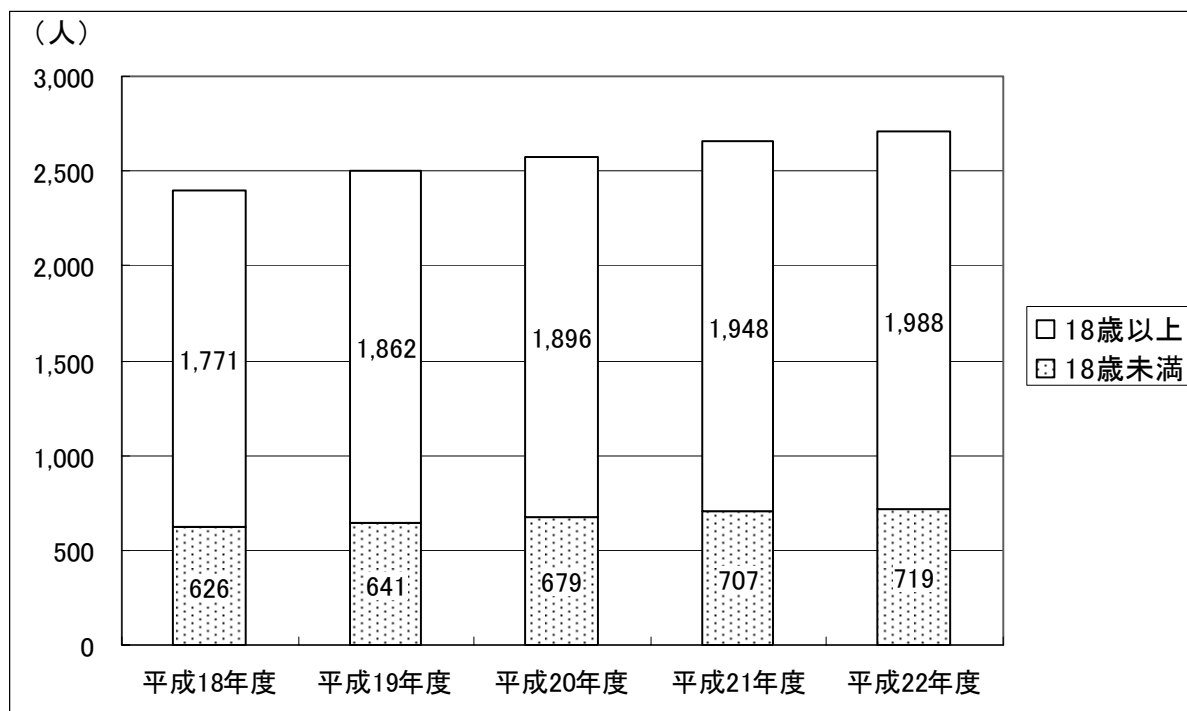
② 知的障害*者

平成23年3月31日現在での療育手帳所持者は2,707人となっており、これは総人口（平成23年4月1日現在人579,096人）の0.5%にあたります。等級では、重度障害者（最重度、重度）が46.6%と半数近くを占めています。年齢の内訳では、18歳未満が25～26%台で推移しています。

■ 療育手帳所持者の等級別推移（種類別：各年度3月末）



■ 療育手帳所持者の年齢別構成の推移（種類別：各年度3月末）

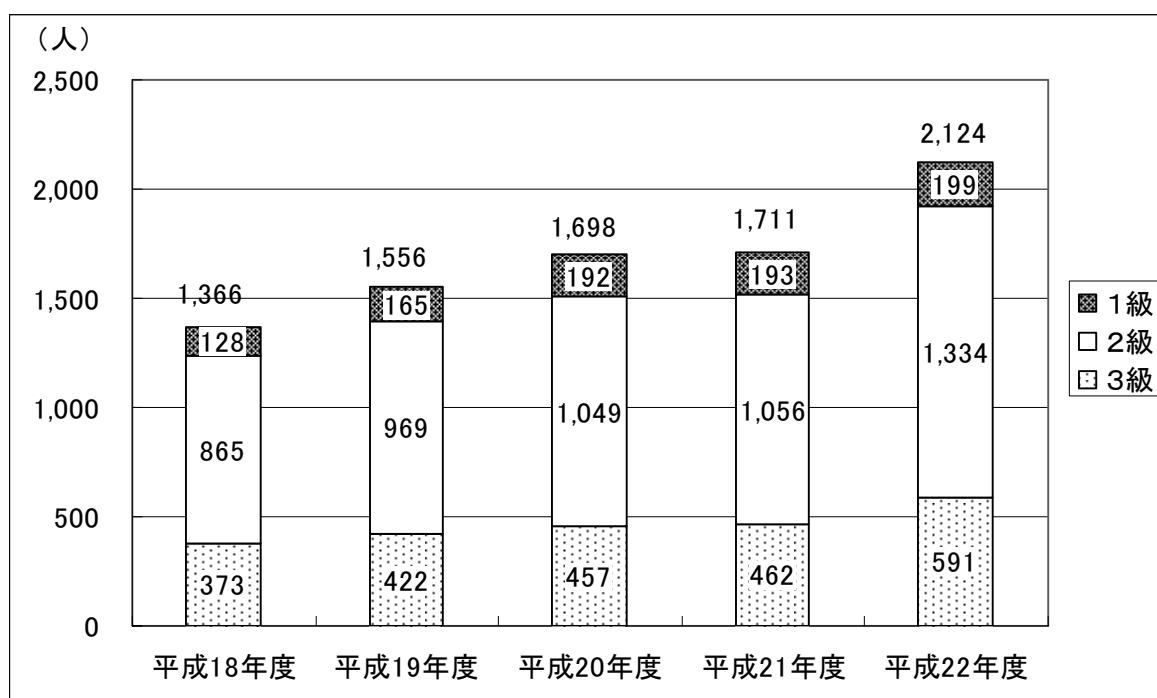


③ 精神障害者

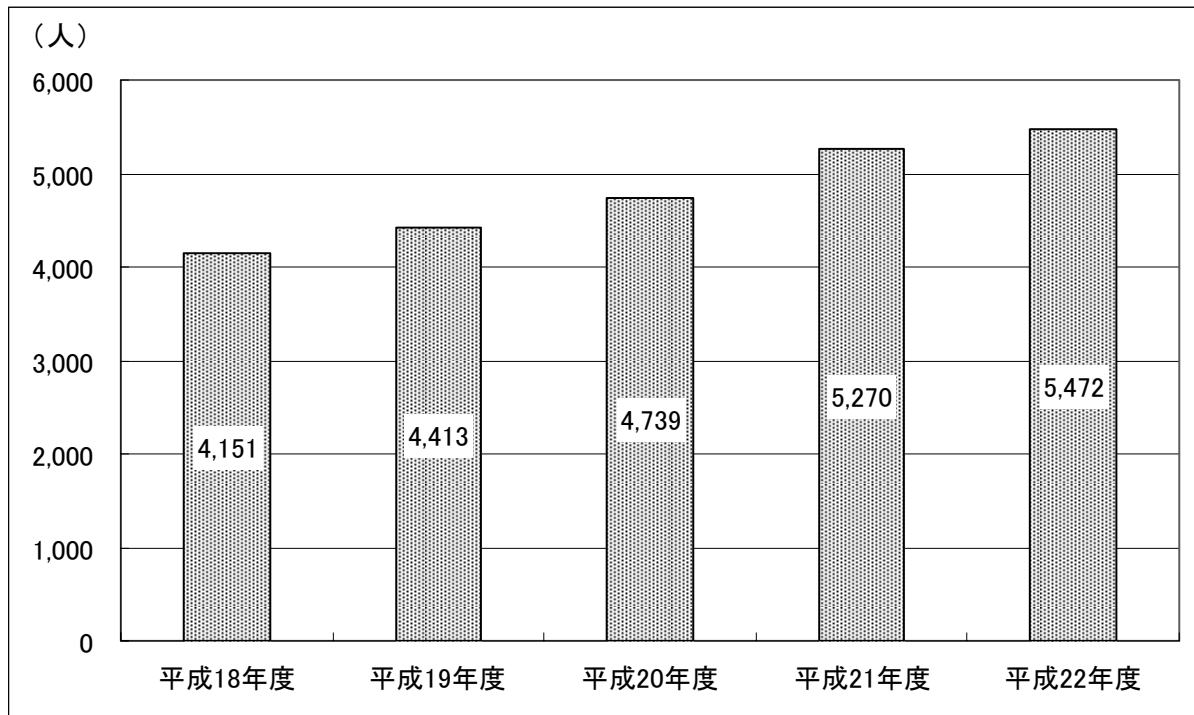
平成23年3月31日現在での精神障害者保健福祉手帳所持者は2,124人となっており、手帳の等級分布では2級が62.8%、3級が27.8%、1級が9.4%となっています。

障害者自立支援医療（精神通院）受給者数は5,472人で、これは総人口（平成23年4月1日現在579,096人）の0.9%にあたります。疾病分類別にみると、「気分障害」（38.8%）と「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」（35.3%）がそれぞれ3割を超えています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移（種類別：各年度3月末）



■ 障害者自立支援医療費(精神通院)受給者の推移 (種類別:各年度3月末)



■ 障害者自立支援医療費(精神通院)受給者の疾病分類 (種類別:各年3月末)

(単位:人・%)

疾病名	平成18年度	平成22年度	
01 症状性を含む器質性精神障害	97	171	3.1%
02 精神作用物質使用による精神及び行動の傷害	127	150	2.7%
03 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,662	1,934	35.3%
04 気分障害	1,337	2,124	38.8%
05 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	262	376	6.9%
06 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	26	23	0.4%
07 成人の人格及び行動の傷害	42	27	0.5%
08 精神遅滞	35	44	0.8%
09 心理的発達の障害	17	58	1.1%
10 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	10	96	1.8%
11 てんかん	359	385	7.0%
12 その他の精神障害	0	0	0.0%
13 分類不明	177	84	1.5%
計	4,151	5,472	100.0%

資料:川口保健所管内統計資料より算出

注:%の合計値は四捨五入してあるため100.0%にならない場合がある。

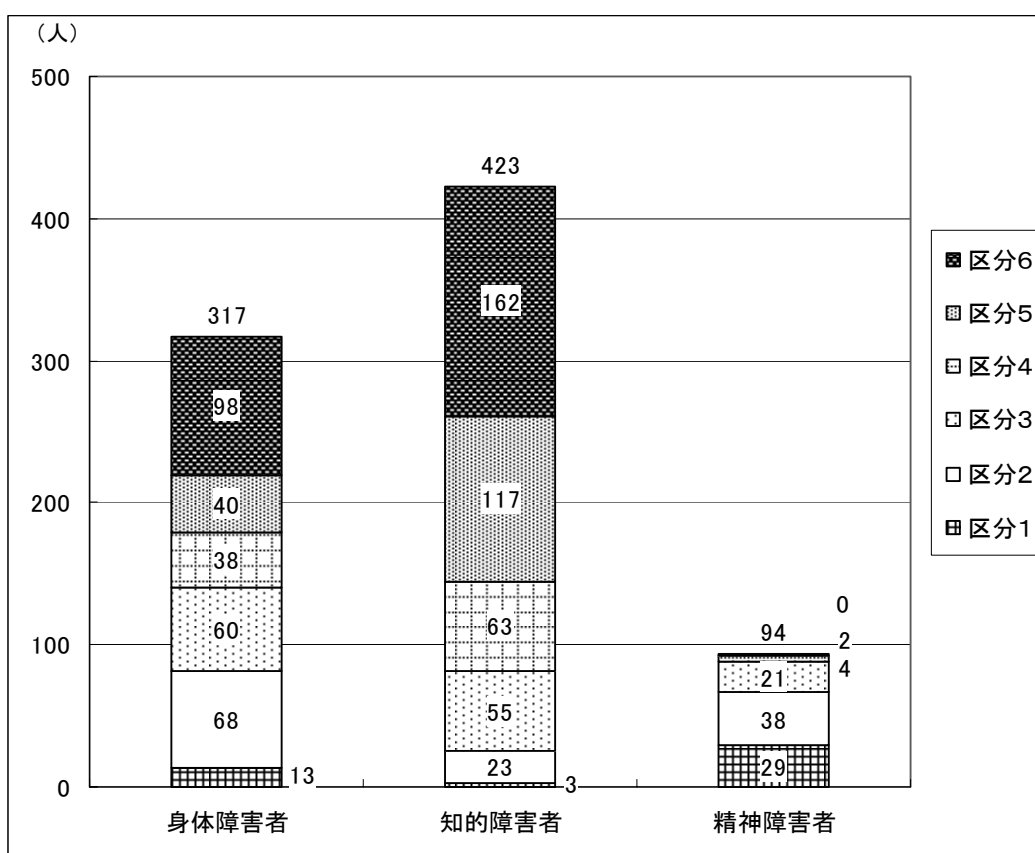
④ 障害程度区分認定

平成23年3月31日現在での障害程度区分認定者は834人で、「区分6」が31.2%と最も多く、「区分5」が19.1%でこれに続いています。

障害種別でみると、知的障害者が423人と最も多く、身体障害者が317人、精神障害者は94人となっています。

知的障害者、身体障害者いずれも「区分6」が最も多く、知的障害者で38.3%、身体障害者で30.9%を占めています。精神障害者で最も多いのは「区分2」で、40.4%を占めています。

■ 障害程度区分認定の状況（平成23年3月31日現在）



(単位：人・%)

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	0	13	68	60	38	40	98	317
	0.0	4.1	21.5	18.9	12.0	12.6	30.9	100.0
知的障害者	0	3	23	55	63	117	162	423
	0.0	0.7	5.4	13.0	14.9	27.7	38.3	100.0
精神障害者	0	29	38	21	4	2	0	94
	0.0	30.9	40.4	22.3	4.3	2.1	0.0	100.0
合計	0	45	129	136	105	159	260	834
	0.0	5.4	15.5	16.3	12.6	19.1	31.2	100.0

注：%の合計値は四捨五入してあるため100.0%にならない場合がある。

2 第2期計画の取組状況

1) 障害福祉サービスの進捗

第2期計画における平成21～23年の障害福祉サービスの計画値と実績値は以下のとおりです。

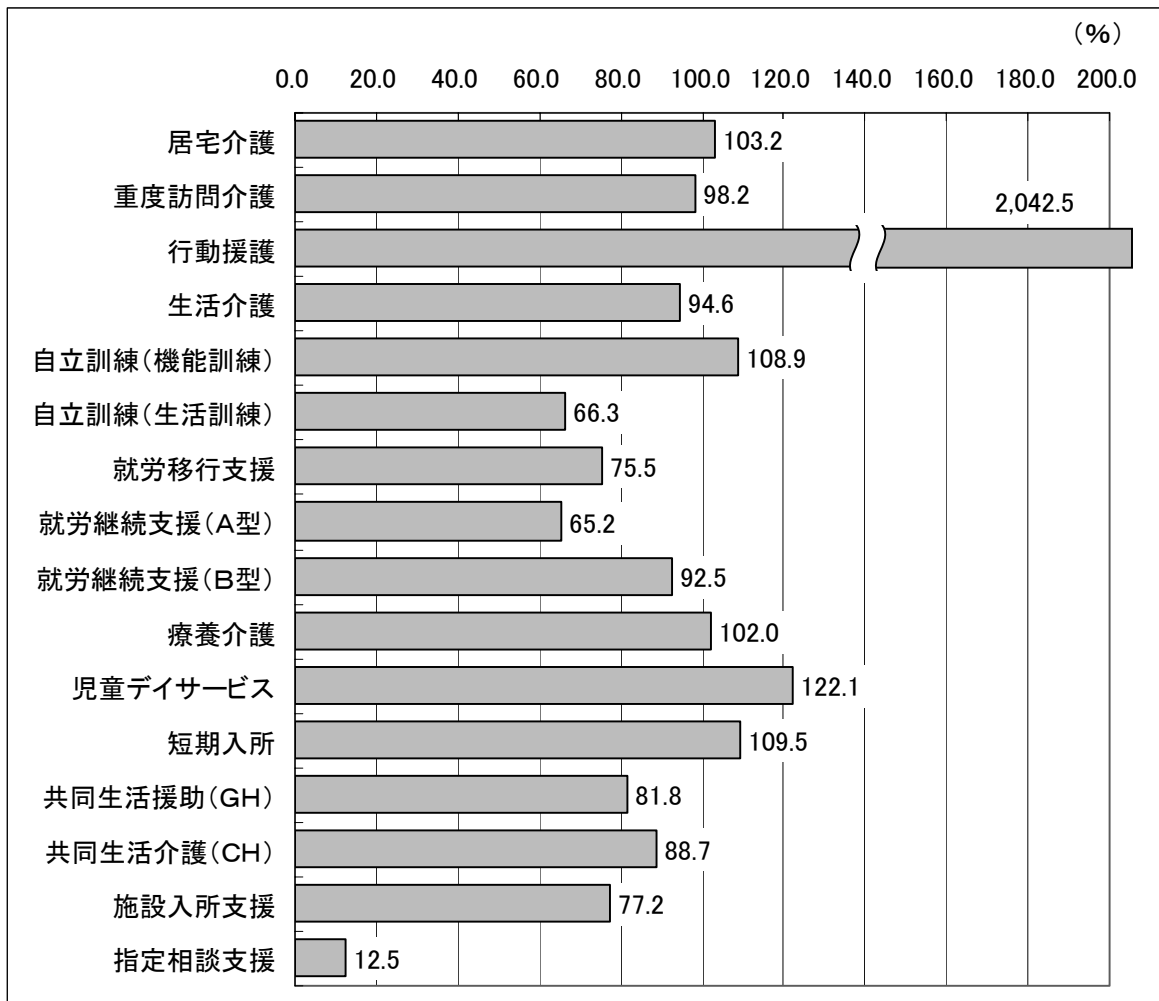
進捗率については、計画値を大きく上回ったものは「行動援護」であり、また計画値を大きく下回り、50%に満たないものは「指定相談支援」となっています。

■ 障害福祉サービスの計画値と実績値(月間)

		平成21年(10月)		平成22年(10月)		平成23年(10月)			
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	進捗率	
訪問系サービス	時間	12,093	11,581	12,825	13,753	14,187	15,193	107.1	
	人数	333	319	363	375	396	420	106.1	
	居宅介護	時間	8,173	7,759	8,595	9,355	9,647	9,959	103.2
		人数	312	295	341	339	371	385	103.8
	重度訪問介護	時間	3,900	3,533	4,200	3,673	4,500	4,417	98.2
		人数	15	15	15	13	17	12	70.6
	行動援護	時間	20	289	30	725	40	817	2,042.5
		人数	5	9	6	23	7	23	328.6
	重度障害者等包括支援	時間	—	0	—	0	—	0	—
		人数	1	0	1	0	1	0	0.0
日中活動系サービス	人日分	10,400	9,003	13,359	11,225	23,554	21,680	92.0	
	人数	579	555	738	681	1,225	1,264	103.2	
生活介護	人日分	3,393	3,702	3,931	4,463	11,069	10,476	94.6	
	人数	156	173	181	207	506	523	103.4	
自立訓練(機能訓練)	人日分	158	35	174	73	190	207	108.9	
	人数	7	2	8	10	9	20	222.2	
自立訓練(生活訓練)	人日分	242	364	374	376	726	481	66.3	
	人数	11	20	17	20	33	24	72.7	
就労移行支援	人日分	1,154	784	1,392	1,055	1,630	1,231	75.5	
	人数	53	48	64	57	75	68	90.7	
就労継続支援(A型)	人日分	682	198	704	491	704	459	65.2	
	人数	31	11	32	25	32	24	75.0	
就労継続支援(B型)	人日分	3,862	3,107	5,743	3,742	8,065	7,458	92.5	
	人数	178	183	266	222	374	425	113.6	
療養介護	人日分	152	152	152	182	152	155	102.0	
	人数	5	5	5	6	5	5	100.0	
児童デイサービス	人日分	524	411	652	668	777	949	122.1	
	人数	108	80	134	112	159	138	86.8	
短期入所	人日分	233	250	237	175	241	264	109.5	
	人数	30	33	31	22	32	37	115.6	
居住系サービス	人数	346	358	384	413	472	444	94.1	
共同生活援助(グループホーム)	人数	33	27	44	32	55	45	81.8	
共同生活介護(ケアホーム)	人数	55	13	76	70	97	86	88.7	
施設入所支援	人数	158	132	214	157	320	247	77.2	
旧法施設支援(入所)	人数	100	186	50	154	0	66	—	
小計	人数	1,258	1,232	1,485	1,469	2,093	2,128	101.7	
指定相談支援(サービス等利用計画作成)	人数	14	0	15	2	16	2	12.5	

※ 「人日分」＝延べ利用日数 { (月間の利用人員) × (1人1月当たりの平均利用日数) }

■ 障害福祉サービスの進捗率



2) 障害福祉サービスの取組状況

第2期計画で定めた取り組みの方向に対して、その取り組み状況は下表のとおりとなっています。

① 訪問系サービス

第2期の取組の方向	平成 21～23 年度の取組状況
ヘルパーの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 精神障害者ヘルパー研修を実施しました。 ◇ 社会福祉協議会を中心に精神障害者のヘルパー派遣について、市内事業所とサービス内容の検討や情報交換を行いました。
ヘルパー事業所の拡大と連携	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害福祉課が把握した研修会等を各施設などに周知をしました。 ◇ 地域包括支援センター*主催の地域ケア会議等へ出席し、障害福祉サービスの情報説明を行いました。 ◇ ヘルパー事業所と連携し、サービス内容を検討して援助を行いました。また、依頼のあった事業所に障害福祉課の職員を派遣して勉強会等を行いました。
相談支援事業所とヘルパー事業所の連携	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ヘルパー事業所に対して相談支援事業所のパンフレットを配布し、困難ケースに対しケースカンファレンス*を実施しました。 ◇ 支援をするスタッフに対して、障害者ケアマネジメント*に関する研修を実施しました。
支給基準による障害福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 支給基準の見直しを行いました。今後も必要時には継続して見直しを行います。

② 日中活動系サービス

第2期の取組の方向	平成 21～23 年度の取組状況
地域及び利用者ニーズに合わせた施設配置の検討	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 各種事業を施設の性質にあわせて選択し、移行をすすめました。 ◇ 市内施設一覧を作成し、障害者ガイドブック及び川口市のホームページにも掲載し、情報提供に努めました。 ◇ 平成22年2月より、市内で日中一時支援事業所が事業を開始しました。事業開始にあたり助言指導を行いました。
就労支援事業所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市内施設にメールマガジンを配信し、情報提供を行っています。また、川口市地域自立支援協議会にて川口市障害者就労支援センターの活動を報告し、相互理解を図りました。 ◇ 就労移行事業所に対し就労支援員の加配補助などを検討しましたが、実現には至りませんでした。 ◇ 庁内の関係部署で障害者雇用について情報交換を行いました。 ◇ 平成23年3月で川口市地域自立支援協議会就労支援部会が終了となり、同年4月からは、日中活動部会の中で障害者の就労について検討することになりました。
市内施設間の連携を図る支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 川口市障害者施設運営団体連絡会主催で、施設職員の研修会を実施しました。 ◇ 地域の情報共有のため、障害福祉マップを作成し、関係機関に配布しました。 ◇ 川口市障害者施設運営団体連絡会に生活保護担当者も出席し、情報交換を行いました。
障害特性と本人のニーズを勘案した施設利用の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害者ケアマネジメントの研修会を実施し、支援者のスキルアップ*を図りました。 ◇ 障害者自立支援法の施行により、3障害の施設利用が可能となり、有効活用について検討しました。

③ 居住系サービス

第2期の取組の方向	平成21～23年度の取組状況
グループホーム、ケアホームの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◇ グループホームの職員に限らず、障害者施設の新規採用職員に対し、川口市障害者施設運営団体連絡会が主体となり研修会を実施しました。 ◇ 障害福祉課の施設支援担当が、各施設を訪問し、サービス等利用計画作成についての助言を行いました。 ◇ 保健センターの地区担当の派遣について調整をしましたが、実現には至りませんでした。
拠点となる通過型総合施設*の設置の研究	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成23年7月1日から市内事業所で宿泊型自立訓練事業を開始しました。 ◇ ケースワーカー*が施設入所等について調整し、対応してきました。
施設利用待機者の状況把握と入所調整	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 希望者に対して面接を行い、本人の能力を評価した上で、入所施設やグループホームなど、本人のニーズにあった情報を提供しました。
精神障害者の地域移行（退院促進）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 埼玉県や他市、民間の関係機関等で構成される「地域移行促進会議」を実施しています。市としては障害福祉課・保健センターの精神担当が出席しました。 ◇ 「地域移行促進会議」でケース検討を行う際に、生活保護担当者も参加しました。 ◇ 地域移行(退院促進)事業の対象者に対し、グループ活動を実施しました。

3) 地域生活支援事業の進捗

第2期計画における平成21・22年度の地域生活支援事業の計画値と実績値は以下のとおりです。

相談支援事業は概ね計画値を達成していますが、その他の事業では「日中一時支援事業」等計画値を大きく上回ったものがある一方、「要約筆記者事業」等計画値に達しないものも見受けられます。

■ 地域生活支援事業の計画値と実績値・進捗率

			平成21年度		平成22年度		
			計画値	実績値	計画値	実績値	進捗率
(1) 相談支援事業							
① 相談支援事業							
障害者相談支援事業	(実施見込箇所数)	7	7	8	8	100.0	
地域自立支援協議会	(実施見込箇所数)	実施		実施			
		1	1	1	1	100.0	
② 障害児等療育支援機能強化事業	(実施見込箇所数)	実施		実施			
		1	1	1	1	100.0	
③ 市町村相談支援機能強化事業	(実施見込箇所数)	実施		実施			
		7	7	8	8	100.0	
④ 住宅入居等支援事業	(実施見込箇所数)	実施		実施			
		2	1	2	1	50.0	
(2) 成年後見制度利用支援事業	(実施見込件数)	実施		実施			
		2	1	4	3	75.0	
(3) コミュニケーション支援事業							
手話通訳者派遣事業	(実利用見込者数)	1,248	1,147	1,369	1,106	80.8	
要約筆記者事業	(実利用見込者数)	27	5	32	6	18.8	
手話通訳者設置事業	(実設置見込者数)	1	1	1	1	100.0	
(4) 日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	(給付見込件数)	12	25	12	28	233.3	
自立生活支援用具	(給付見込件数)	54	65	54	59	109.3	
在宅療養等支援用具	(給付見込件数)	46	54	47	65	138.3	
情報・意思疎通支援用具	(給付見込件数)	91	73	91	69	75.8	
排泄管理支援用具	(給付見込件数)	6,557	6,607	7,058	7,036	99.7	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	(給付見込件数)	9	14	9	12	133.3	
(5) 移動支援事業	(実利用見込者数)	3,300	1,972	3,576	2,664	74.5	
	(延利用見込時間数)	24,096	24,476	26,164	35,262	134.8	
(6) 地域活動支援センター事業							
地域活動支援センター	(実施見込箇所数)	市内	6	6	8	7	87.5
		市外	4	2	5	2	40.0
	(実利用見込者数)	市内	984	3,194	1,224	2,473	202.0
		市外	132	96	144	84	58.3
(7) その他事業							
日中一時支援事業	(実施見込箇所数)	1	2	1	6	600.0	
	(月間延利用見込者数)	40	16	60	25	41.7	
社会参加促進事業	(実施事業数)	4	7	4	4	100.0	

4) 地域生活支援事業の取組状況

第2期計画で定めた取り組みの方向に対して、その取り組み状況は下表のとおりとなっています。

第2期の取組の方向	平成21～23年度の取組状況
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ パンフレットの配布、広報かわぐちへの掲載、イベント時の紹介パネル展示、ガイドブック・ホームページでの周知を行いました。 ◇ 9行政区域に1事業所の設置をしました。 ◇ 障害福祉課・市内相談支援事業所で3障害の相談を実施しました。 ◇ 市内の相談支援事業所には、必ず有資格者の専門職を配置しました。 ◇ 民生委員児童委員協議会の障害福祉部会へ参加し、障害者の理解や対応についての説明を行いました。また、保健所と協力して民生委員・児童委員に対して精神障害についての理解を深めるための研修会を実施しました。 ◇ 相談内容は、生活に係ることから就労までの広い範囲で行いました。 ◇ 居住サポート事業を委託している市内事業所において、365日24時間相談支援体制を実施しました。 ◇ 相談支援事業所と福祉事務所との連携の強化を促進するために、福祉職の配置を職員課と調整しました。 ◇ 平成22年度より、身体障害者相談員と知的障害者相談員の連絡会を開催して情報交換を行いました。 ◇ 相談支援事業所を対象に、勉強会を実施しました。成年後見制度*利用支援事業を普及啓発するために、相談場所となることを周知しました。
コミュニケーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 要約筆記については社会福祉法人に業務を委託しました。養成については研究中です。 ◇ 広報かわぐちの点字訳・録音版の配布を実施しました。
日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ケースワーカーによる個別相談にて対応しました。 ◇ 品目・対象者・基準額など、要綱を改正しました。
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 居宅介護事業所を対象に説明会を開催し、登録事業所の充実に努めました。 ◇ 要綱の見直しを行いました。川口市地域自立支援協議会生活支援部会にて登録事業所に対して状況把握のアンケート調査を実施しました。

第2期の取組の方向	平成21～23年度の取組状況
地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 手帳所持者や発達障害・高次脳機能障害*者等の受け入れを実施しました。 ◇ 地域と連携して障害者の理解を推進し、コミュニティづくりを行う事業を実施しました。 ◇ 仲間づくりのきっかけの場等利用者のニーズに併せた事業を実施しました。サロンの活動も実施しました。 ◇ 自助グループやボランティアの育成、ピアカウンセリング*活動の支援を行う事業を実施しました。
その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 日中一時支援事業については、市内・市外の7事業所を登録しました。 ◇ 空き教室等を利用した自助グループの余暇活動については、教育部局との調整をしたが、余裕教室(空き教室)が無いことから実施には至りませんでした。 ◇ 生活サポート事業については、県補助事業として実施しました。

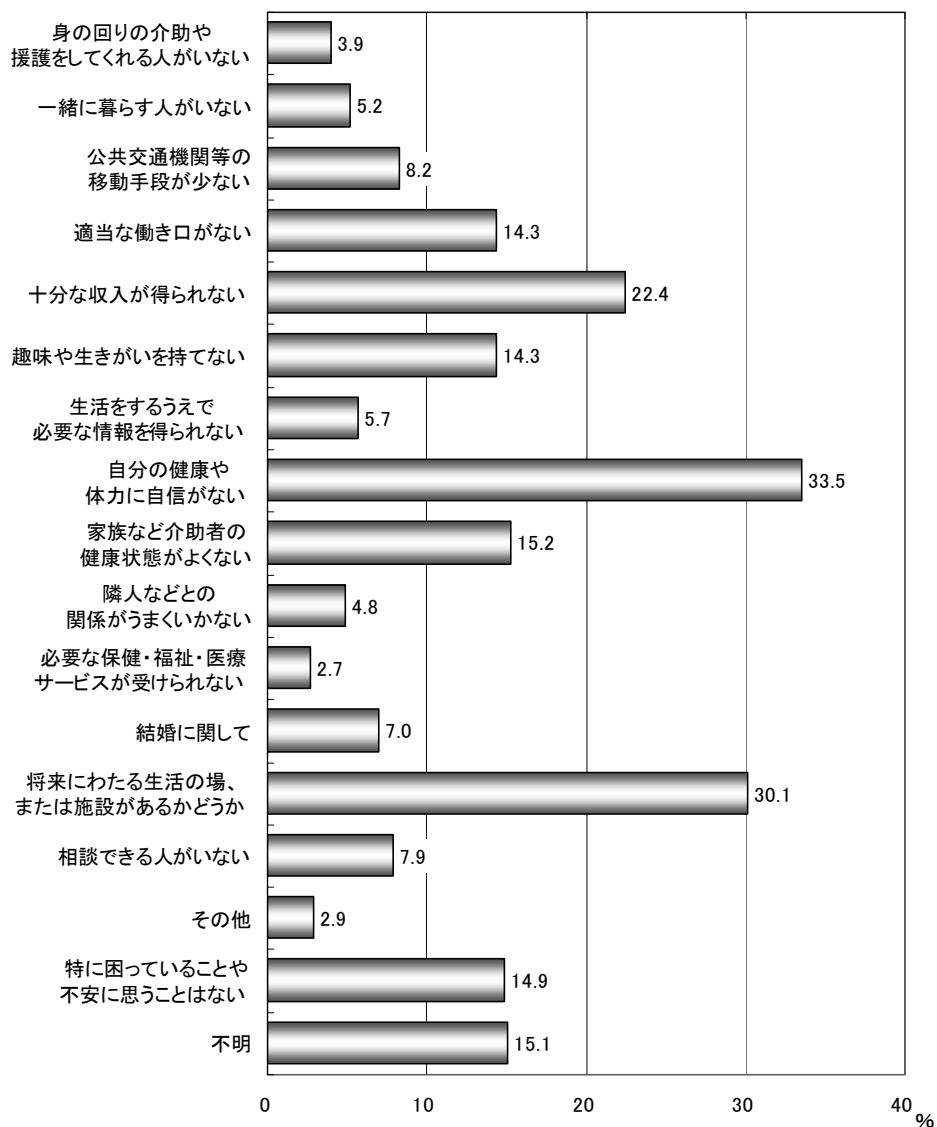
3 アンケート調査にみる障害者ニーズや環境への評価

市民、関係団体等のアンケート調査結果から、次のような結果が得られました。

① 現在の生活で困っていること(市民アンケート)

「自分の健康や体力に自信がない」に次いで、「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」という不安要因が大きなものになっています。

(回答者数：558、複数回答)

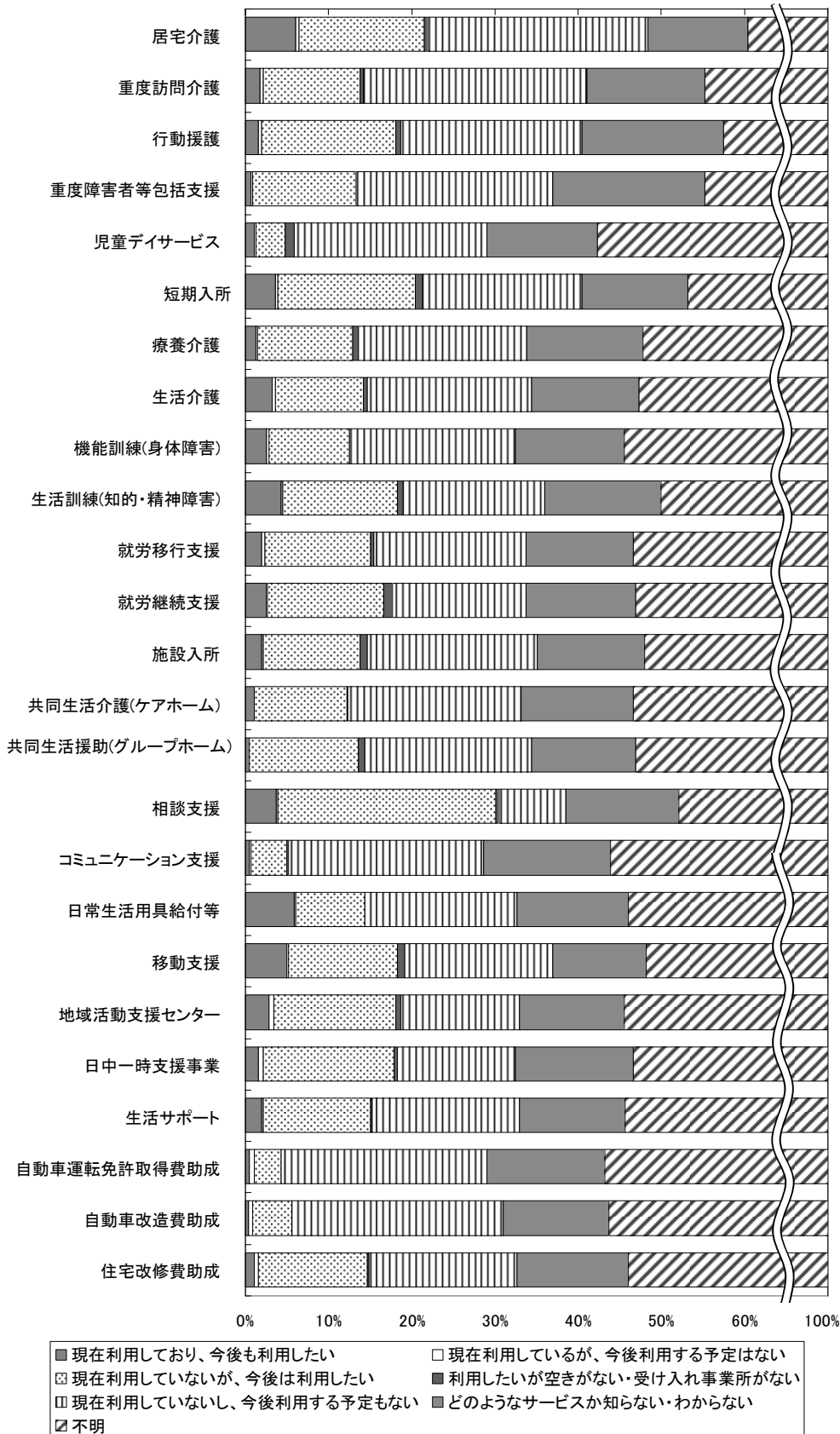


注) 回答結果の構成比で、単数回答の場合は、四捨五入してあるため合計値が 100.0%にならない場合がある。
複数回答の場合は、%の合計値は 100.0%を越える場合がある。(以下省略)

② 障害福祉サービスの利用状況・認知状況(市民アンケート)

各種の福祉サービスがありますが、概して利用度は高くありません。一つにはサービスそのものを十分に知らないということがうかがわれます。

(回答者数：558)

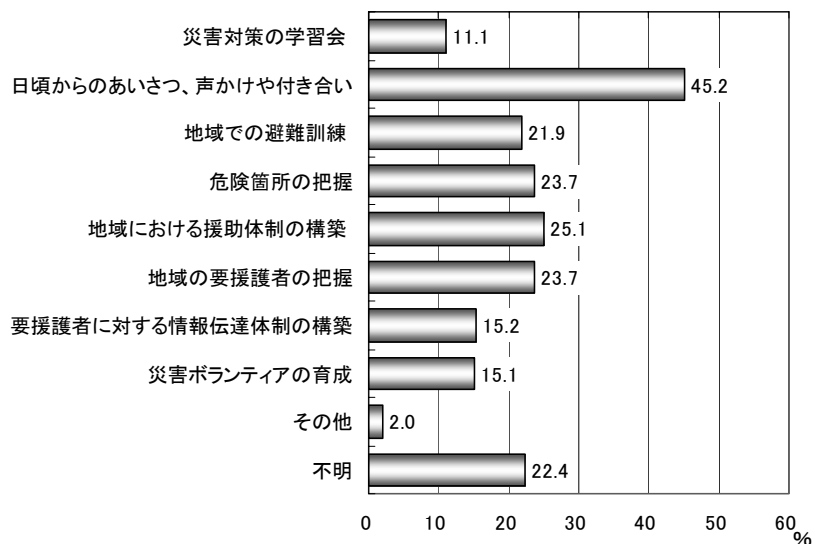


③ 災害時の対応について(市民アンケート)

災害時の備えとして大事なことは「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」という日常的な繋がり的重要性が指摘され、災害時に支援してもらうための登録制度についても肯定的な意見が多くを占めています。

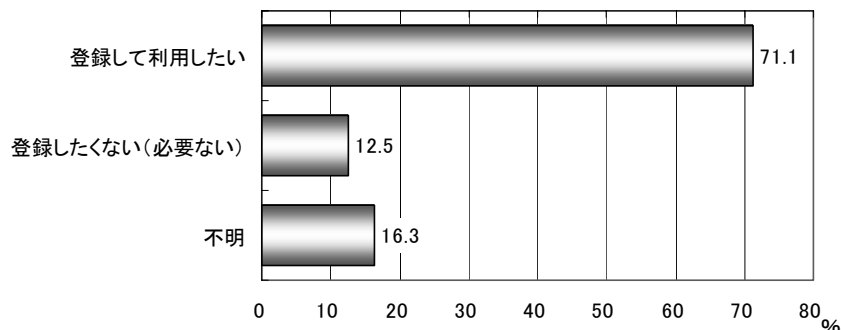
◆災害時の備えとして大事だと思うこと

(回答者数：558、複数回答)



◆災害時登録制度の利用意向

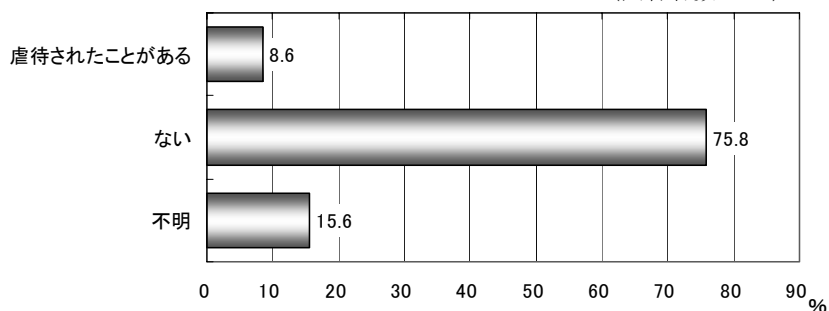
(回答者数：558)



④ 虐待について(市民アンケート)

「虐待されたことがある」というのは1割弱でしたが、「不明」の中にも含まれていると思われ、周囲の見守りや監視の目が必要と思われます。

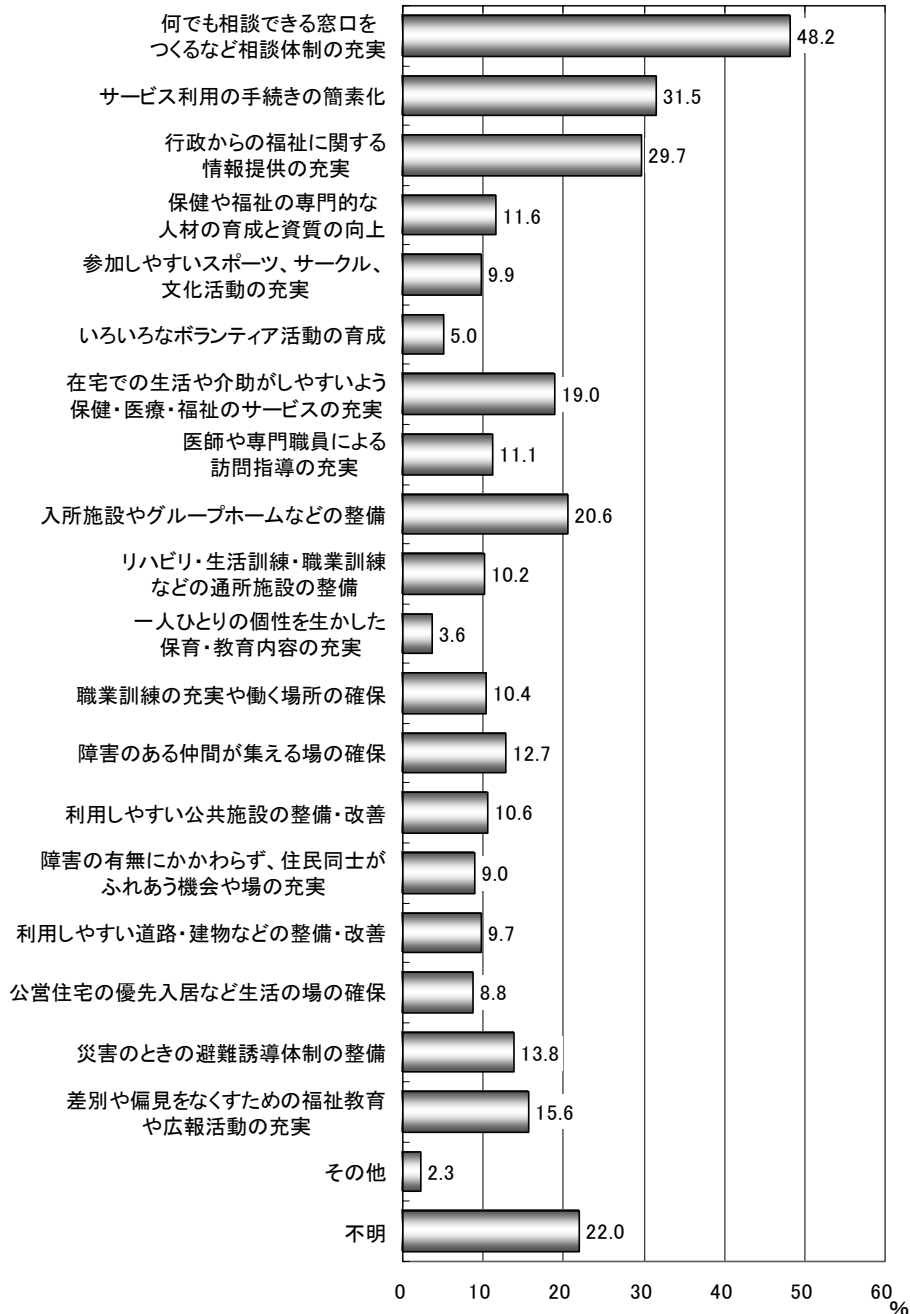
(回答者数：558)



⑤ 障害者の暮らしよいまちづくりに必要なこと(市民アンケート)

「相談体制の充実」、「手続きの簡素化」、「行政からの情報提供の充実」が上位になっています。

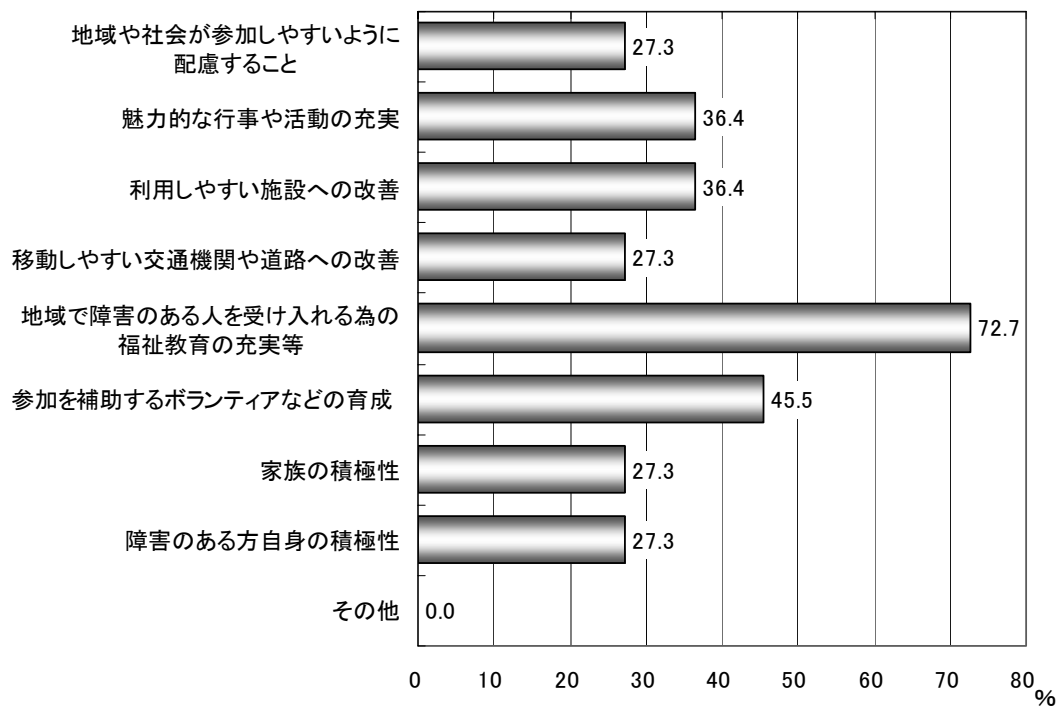
(回答者数：558、複数回答)



⑥ 地域や社会に積極的に参加していくための条件(団体アンケート)

「福祉教育の充実」、「ボランティアの育成」が上位2つであり、市民みんなが障害に対する理解を深めることと、ボランティアによる支えあいが重要となっています。

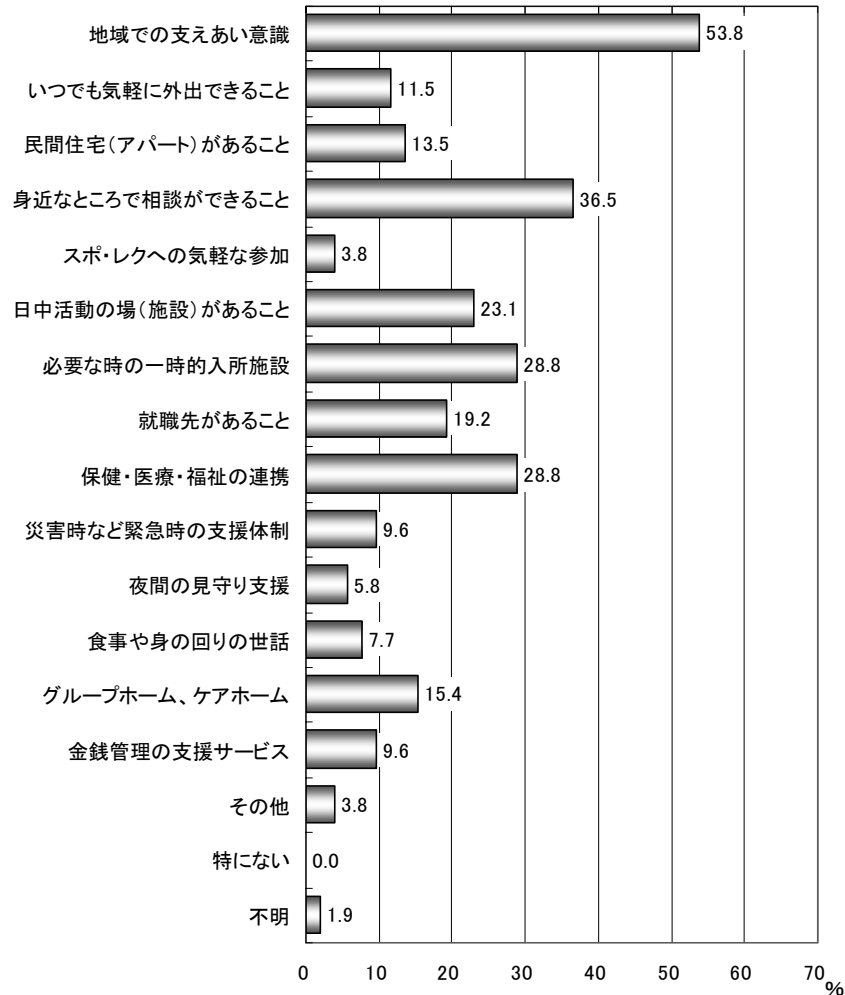
(回答件数：11、複数回答)



⑦ 障害者やその家族が地域生活をおくるのに重要なこと(事業所アンケート)

「地域での支えあい」が最も多くなっており、次いで「身近なところで相談ができること」となっています。日常的な繋がりや、まずは気軽に相談できることの重要性が指摘されています。

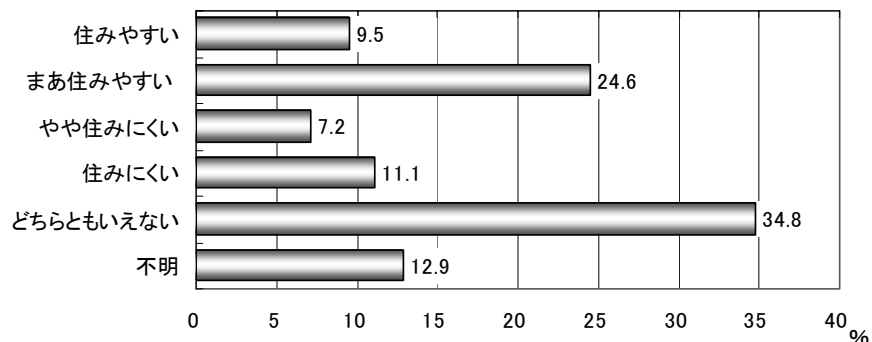
(回答件数：52、複数回答)



⑧ 障害者にとっての川口市の住みやすさ(市民アンケート)

「住みやすい」と「まあ住みやすい」を合わせると34.1%で、「やや住みにくい」と「住みにくい」を合わせた18.3%を上回っています。

(回答者数：558)



第3章 基本目標

1 障害者施策の基本的な考え方

本市は、平成 23 年 10 月に鳩ヶ谷市と合併し、新たな川口市として障害者施策に取り組んでいくものです。

本市では、平成 19 年度に「川口市障害者福祉計画」（計画期間：平成 20 年度～24 年度）の改訂を行いました。この計画は『ノーマライゼーション』『リハビリテーション』『ソーシャル・インクルージョン』の 3 つの考え方に基づき、基本理念は『ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち』としています。

本計画（障害者自立支援福祉計画）は、「川口市障害者福祉計画」の基本的な考え方や基本理念のもと、具体的な障害福祉サービスの見込量とその確保のための方策を定めるものです。

ノーマライゼーションとは

障害のある人もない人も一緒に地域で生活することが正常な状況であるとする考え方

リハビリテーションとは

障害者の主体性及び社会的・経済的・精神的な自立をめざしていくという考え方

ソーシャル・インクルージョンとは

すべての人が排除・差別されることなく、互いに認めあい、地域全体で包み込み・支えあっていくという考え方



■ 川口市障害者福祉計画の体系

基本的な考え方 ノーマライゼーション リハビリテーション ソーシャル・インクルージョン

基本理念

基本目標

基本テーマ

施策の展開方向

ともに支えあう地域の中で
すべての人が輝くまち

目標1
市民だれもが
自分らしく生き
ることのできる
環境づくり

目標2
みんなで支えあい、
共生できる
地域づくり

目標3
すべての人々に
とってバリアの
ない社会づくり

権利擁護

基本テーマ1
障害者の権利擁護
と心のバリアフリー
の推進

- 1-1 権利擁護体制の充実
- 1-2 啓発活動・福祉教育の推進
- 1-3 地域における支えあい活動の推進

自立支援

基本テーマ2
地域における障害
者の自立支援

- 2-1 情報提供・相談体制の充実
- 2-2 日常生活を支える福祉サービスの充実
- 2-3 生活支援のための施策・制度の推進

基本テーマ3
障害の早期発見や
障害者の健康づく
りの支援

- 3-1 保健活動の充実・地域生活の支援
- 3-2 医療体制の充実

社会参加

基本テーマ4
障害者の社会参加・
活動の支援

- 4-1 就労の促進
- 4-2 コミュニケーション支援の充実
- 4-3 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

基本テーマ5
障害児とその家庭
への支援

- 5-1 障害児の保育・教育体制の充実
- 5-2 療育体制の充実
- 5-3 障害児の健全な育成支援

共生

基本テーマ6
障害者にとって安全
・安心のまちづくり

- 6-1 良好な住宅環境整備
- 6-2 障害者にとって快適な施設整備
- 6-3 障害者の外出支援と移動手段の確保
- 6-4 防災体制の充実

網掛けは本計画が関連する施策

2 第3期計画策定にあたっての課題

第2期計画の検証及びアンケート調査等から、第3期計画策定にあたっての主たる課題は、次のように集約されます。

【基本的課題】

- 障害に対する社会・地域での理解
- 多様化する障害者像・ニーズへの対応
- サービスの内容や利用方法の周知
- 第三者評価*を含めた障害福祉サービスの質の確保
- 移動支援や成年後見制度などのニーズへの対応
- 生活の場（住まい）の確保（GH、CH等）
- 就労支援（一般就労・福祉的就労*）
- 児童の放課後の居場所づくり
- 身近な場所で気軽な相談支援体制の充実
- 災害時等における障害のある方等の安心・安全の確保
- 障害者に対する虐待の早期発見・早期対応
- 発達障害等に対する早期発見・早期支援への取り組み

【第3期計画策定の課題】

- 福祉サービス等の必要量の見込みについては、次の点からの再検証が必要
 - ① 過去の実績における伸び率を考慮
 - ② 現況におけるニーズからの必要量の推定
 - ③ 国・県の政策動向による影響を考慮
 - ④ 川口市としての政策的判断
- 第2期計画の施策の取り組み状況からみた課題
 - <訪問系サービス>
 - ・人材の確保と育成
 - ・相談事業者とヘルパー事業者との連携強化
 - <日中活動系サービス>
 - ・就労支援を促進するための検討（予算措置等）
 - ・労働部局等、関連部門や機関との連携
 - <居住系サービス>
 - ・入所施設の確保
 - ・サービスの質の確保のための研修機会の充実
 - ・利用者の実態に対応したホーム整備
 - ・地域移行に向けた準備訓練のための専門施設（中間施設）の検討

3 平成 26 年度の目標値

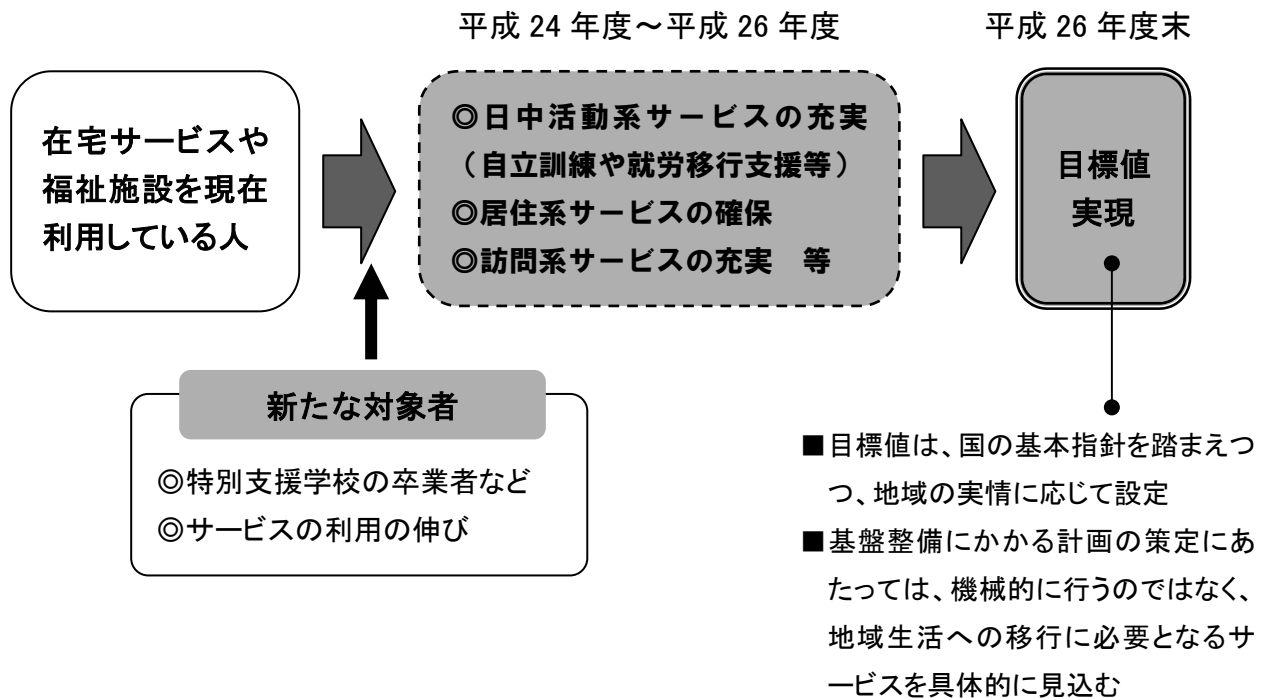
本計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援をすすめるため、平成 26 年度を目標年度として、次の目標値を設定します。

- 1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2) 福祉施設から一般就労への移行

なお、目標値の設定にあたっては、国の指針を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校*の卒業生など、今後サービスの利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図り、地域生活への移行に必要なサービスを具体的に見込みます。

■ 目標値実現までの流れ



1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、施設入所から地域生活への移行を推進するため、第3期計画では平成26年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定しました。

本市において福祉施設に入所している人は、平成17年10月1日現在で311人（身体障害者更生施設の入所者を除く）となっており、平成26年度末までに地域生活に移行する人数を平成17年10月1日現在の入所者数の20.0%（62人）とし、目標を設定しました。なお、平成26年度末時点の施設入所者数（定員）については、地域生活が困難な人が多数入所待ちをしている状況から、削減目標は設定しません。

事 項	数 値	備 考
施設入所者数 (A)	311 人	平成17年10月1日現在の値※ ※身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)の入所者数の計
地域生活移行目標数 (B)	62 人 移行率 (20.0%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

入所者削減目標値	— 人 削減率 (-%)	平成26年度末時点
----------	-----------------	-----------

※（参考）国の基本方針

- ・平成17年10月1日現在の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行する。
- ・平成26年度末時点の施設入所者数を、平成17年10月1日現在の施設入所者数から10%以上削減する。

※（参考）県の目標値の設定

- ・平成17年10月1日現在の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行する。
- ・平成26年度末時点の施設入所者数（定員）の削減目標は設定しない。
埼玉県の入所者は年々増加しており、特に強度行動障害*や重度の重複障害などにより、地域生活が困難な人が多数入所待ちしている状況である。

A 平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数	5,220 人	
B 地域生活移行目標数（施設入所からグループホーム・ケアホーム等に移行する者の数）	1,566 人	移行率 B/A (30.0%)
C 平成 26 年度末の入所者数	一人	
D 入所者削減目標値（平成 26 年度末）(A-C)	一人	削減率 D/A (-%)

2) 福祉施設から一般就労への移行

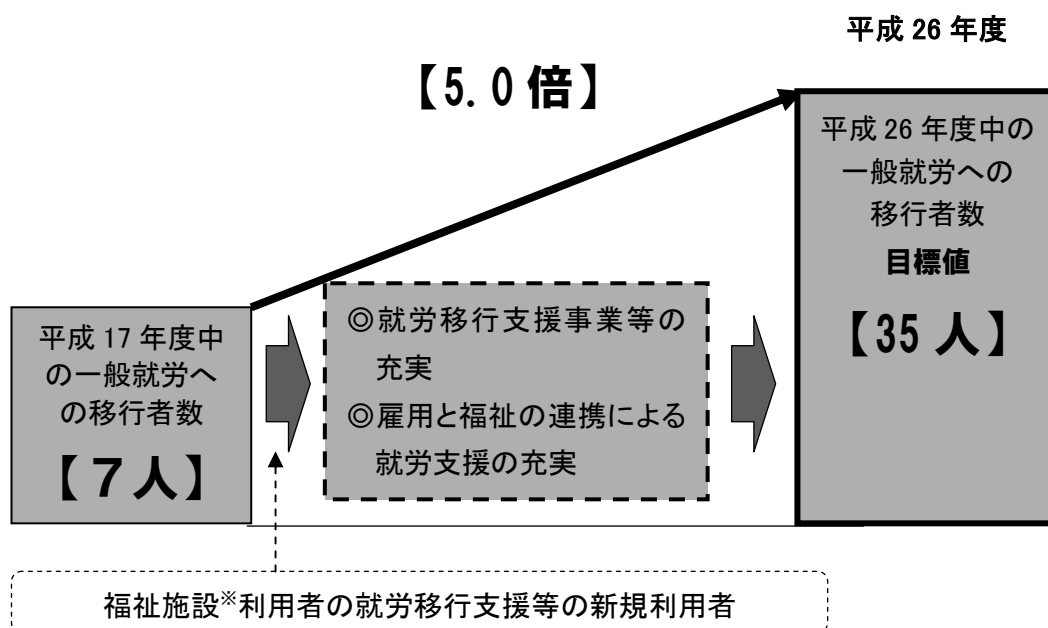
①福祉施設から一般就労への移行

第3期計画では、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、平成26年度中における福祉施設から一般就労への移行者を平成17年度時点の4倍以上とする国の基本指針が示されました。県においては、平成17年度における福祉施設利用者の一般就労への年間移行実績約100人を、平成26年度には5倍である500人にすることを目標としています。

本市においては、平成17年度の実績として福祉施設から一般就労へ7人が移行しており、第3期計画においては平成26年度の一般就労移行者数を平成17年度時点の5倍にあたる35人と設定し、公共職業安定所や福祉施設との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の実現をめざします。

また、第3期計画では障害者の一般就労への移行を促進するため、障害者等への理解の促進を図るとともに、市役所からの受注機会の拡大をすすめます。

■ 福祉施設から一般就労への移行



※平成17年度時点の福祉施設とは、次の施設をいう。

身体障害者施設：更生施設、療護施設、授産施設(入所・通所)、地域デイケア

知的障害者施設：更生施設(入所・通所)、授産施設(入所・通所)、地域デイケア

精神障害者施設：生活訓練施設、授産施設、小規模作業所*

また、上記で示した旧体系のほか、新体系での移行先として次の施設がある。

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)

事 項	数 値	備 考
年間一般就労移行者数	7 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	35 人 (5.0 倍)	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

②就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針では、平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち 2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するものとしています。県の考え方も同様です。本市においては、これまでの利用状況等を勘案し、目標を設定します。

事 項	数 値	備 考
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	1,408 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成 26 年度末の就労移行支援事業の利用者数	85 人 (6.0%)	平成 26 年度末において就労移行事業を利用する者の数

③就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

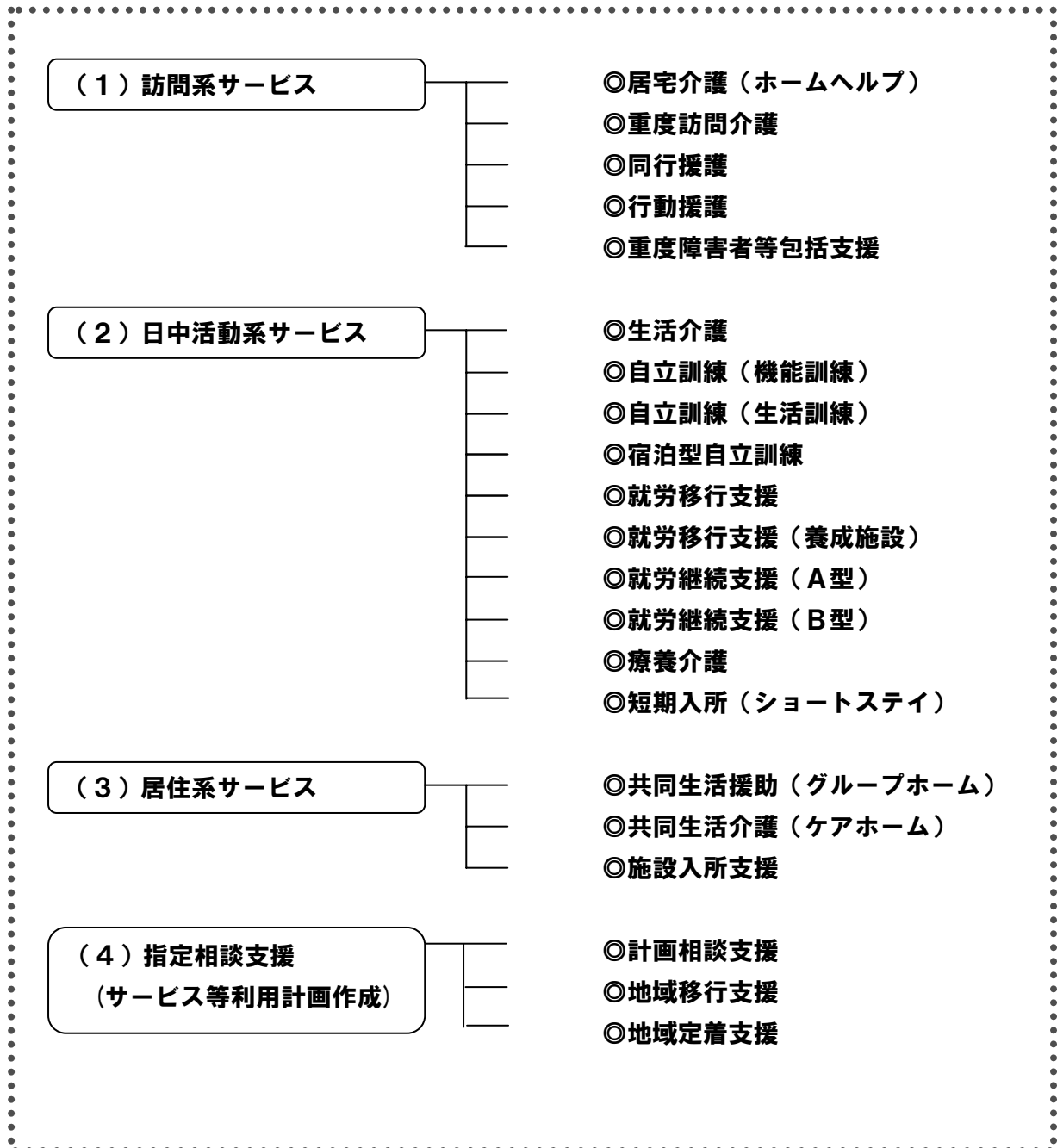
国の基本指針では、平成 26 年度末における就労継続支援事業の利用者のうち 3 割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するものとしています。県の考え方も同様です。本市においては、これまでの利用状況等を勘案し、目標を設定します。

事 項	数 値	備 考
平成 26 年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者(A)	28 人	平成 26 年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者	550 人	平成 26 年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者(B)	578 人	平成 26 年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値】平成 26 年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合(A)／(B)	4.8%	平成 26 年度末の就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合

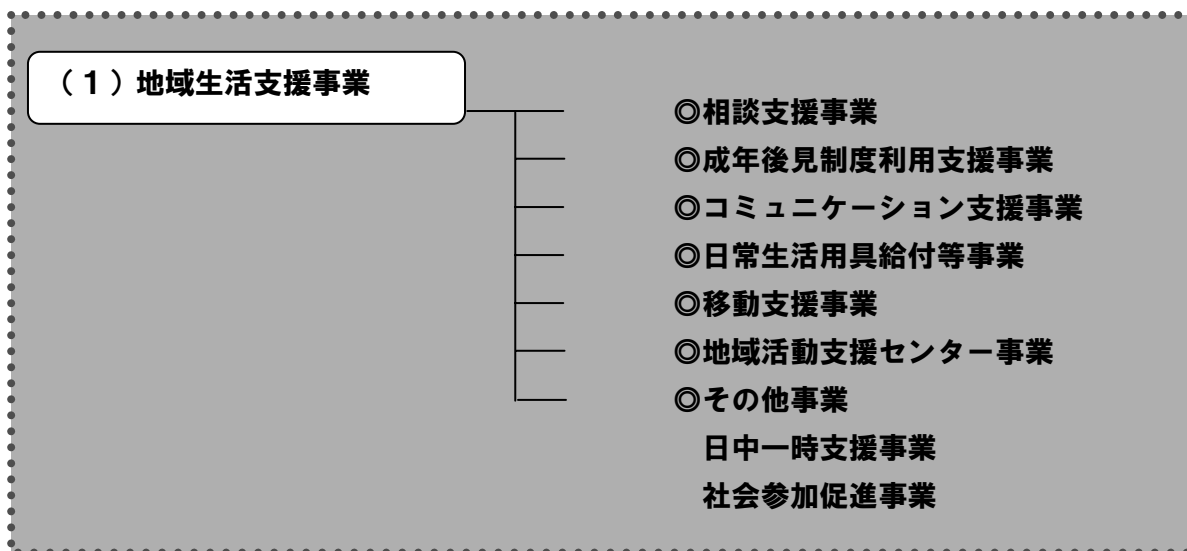
4 目標を達成するための施策の体系

平成 26 年度までの目標値を達成するため、本計画では次の施策体系に基づき、計画的に取り組めます。

1) 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）



2) 市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）



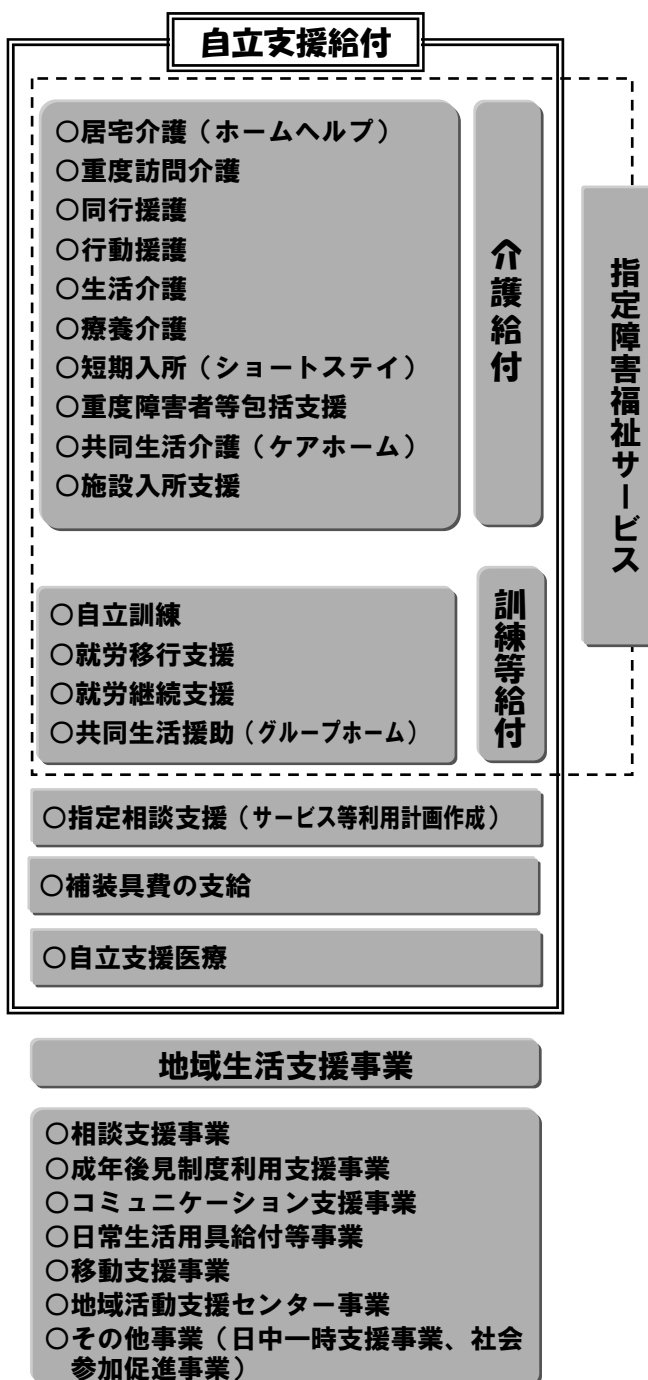
第4章 サービス必要量の見込み

1 サービス提供に関する基本的な考え方

本計画は、障害福祉計画に関する国の基本指針に即して、サービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

なお、障害者自立支援法に基づく福祉サービスの体系は、次のとおりとなっています。

■ 障害者自立支援法に基づくサービス体系



2 国が定める基準で実施するサービスの見込量の設定

本市は、平成 26 年度の目標値の実現に向けて、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成 24 年度から平成 26 年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

1) 訪問系サービス

①サービスの現状

訪問系サービスについて、利用者は伸びており、平成 23 年 10 月実績値でみると、居宅介護の利用者数は 385 人、利用時間は 9,959 時間、1 人平均利用時間は 25.9 時間となっています。重度訪問介護の利用はほぼ安定し、利用者は 12 人、利用時間は 4,417 時間、1 人当たり平均利用時間は 368.1 時間です。行動援護の利用者は 23 人、利用時間は 817 時間、1 人当たり平均利用時間は 35.5 時間です。重度障害者等包括支援については利用者がありません。なお、平成 23 年 10 月より同行援護のサービスが始まり、今後の利用が想定されます。

■ 訪問系サービスの利用状況(月間)

		平成 21 年 10 月	平成 22 年 10 月	平成 23 年 10 月
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	7,759	9,355	9,959
	人数	295	339	385
重度訪問介護	時間	3,533	3,673	4,417
	人数	15	13	12
同行援護	時間	—	—	—
	人数	—	—	—
行動援護	時間	289	725	817
	人数	9	23	23
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0
	人数	0	0	0

②サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

サービス種別	実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
◎居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	月間総時間数	平成21年度から23年度のサービスの利用状況を勘案し、見込量を算出しました。 なお、同行援護については、重度の視覚障害者数を勘案して利用者数及び見込量を算出しました。
◎重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。		
◎同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。		
◎行動援護	知的障害または精神障害により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。		
◎重度障害者等 包括支援	介護の必要性が高い重度障害者に対し、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。		

③各年度のサービス見込量

各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

■ 訪問系サービスの見込量(月間)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	11,353	12,942	14,754
	人数	439	500	570
重度訪問介護	時間	4,200	4,200	4,550
	人数	12	12	13
同行援護	時間	2,000	2,400	2,800
	人数	50	60	70
行動援護	時間	1,260	1,440	1,620
	人数	35	40	45
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人数	0	0	0

2) 日中活動系サービス

①サービスの現状

日中活動系サービスについては、3障害の法定施設や心身障害者地域デイケア、小規模作業所等により、入所や通所サービス、短期入所、その他のサービスが実施されてきました。

今後は、施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行を支援するために、サービス利用の伸びを踏まえつつ、自立訓練や短期入所等の提供体制を整備する必要があります。

また、一般就労に向けた就労移行支援等の提供体制の整備をすすめ、住み慣れた自宅等での生活や地域生活への移行、一般就労への移行を支えていくことが課題です。

■ 日中活動系サービスの利用状況(月間)

		平成 21 年 10 月	平成 22 年 10 月	平成 23 年 10 月
生活介護	人日分	3,702	4,463	10,476
	人数	173	207	523
自立訓練（機能訓練）	人日分	35	73	207
	人数	2	10	20
自立訓練（生活訓練）	人日分	364	376	481
	人数	20	20	24
就労移行支援	人日分	784	1,055	1,231
	人数	48	57	68
就労継続支援（A型）	人日分	198	491	459
	人数	11	25	24
就労継続支援（B型）	人日分	3,107	3,742	7,458
	人数	183	222	425
療養介護	人日分	152	182	155
	人数	5	6	5
児童デイサービス	人日分	411	668	949
	人数	80	112	138
短期入所（ショートステイ）	人日分	250	175	264
	人数	33	22	37

※ 「人日分」＝延べ利用日数 { (月間の利用人員) × (1人1月当たりの平均利用日数) }

②サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

◎生活介護

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎自立訓練（機能訓練）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための必要な訓練を行います。 【標準利用期間（18か月）】	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎自立訓練（生活訓練）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のための必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24か月）】 【長期入所・入院（36か月）】	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎宿泊型自立訓練

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
知的障害者、精神障害者が居室等の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。 【標準利用期間（12か月）】	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎就労移行支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24か月）】	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎就労移行支援（養成施設）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
視覚に障害のある方に対してあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の国家資格を取得することを目的にサービスを提供します。	月間総利用人数	近年の利用状況から、現状維持を見込みました。

◎就労継続支援（A型）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
◎一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。 ◎事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ◎一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。 なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。	月間総利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。

◎就労継続支援（B型）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
<p>◎一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。</p> <p>◎就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）</p> <p>◎一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。</p>	<p>月間総利用人数</p>	<p>現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。</p>

◎療養介護

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
<p>医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。</p>	<p>月間総利用人数</p>	<p>現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。</p>

◎短期入所（ショートステイ）

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
<p>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>	<p>月間総利用人数</p>	<p>現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。</p>

③各年度のサービス見込量

サービス見込量の確保にあたっては、サービス利用希望者を適切に把握するとともに、今後想定されるニーズに対応できるよう、これらの事業を行う意向を有する事業者等の把握に努めながら、多様な事業者の参入を促進します。

また、就労移行支援や就労継続支援については、利用者の自立した生活を支えることができるよう、福祉施設と地域の関係機関、企業などの連携のもとで、工賃の確保にも留意していきます。

さらに、生活介護や短期入所など、そのほかの日中活動系サービスについても、身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めていきます。

■ 日中活動系サービスの見込量(月間)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人日分	12,600	13,200	13,800
	人数	630	660	690
自立訓練（機能訓練）	人日分	225	225	225
	人数	25	25	25
自立訓練（生活訓練）	人日分	540	540	540
	人数	30	30	30
宿泊型自立訓練	人日分	930	930	930
	人数	30	30	30
就労移行支援	人日分	1,300	1,500	1,700
	人数	65	75	85
就労移行支援 （養成施設）	人日分	20	20	20
	人数	1	1	1
就労継続支援（A型）	人日分	520	540	560
	人数	26	27	28
就労継続支援（B型）	人日分	10,000	10,400	11,000
	人数	500	520	550
療養介護	人日分	620	651	682
	人数	20	21	22
短期入所（ショートステイ）	人日分	240	240	240
	人数	30	30	30

※ 「人日分」＝延べ利用日数 { (月間の利用人員) × (1人1月当たりの平均利用日数) }

※ 「児童デイサービス」は平成24年度から児童福祉法に基づくサービスとして実施されるため、本計画から削除します。

3) 居住系サービス

① サービスの現状

居住系サービスについては、平成 15 年度以降支援費制度等に基づき、3 障害の法定施設（入所）や知的障害者通勤寮、グループホーム等により、居住の場を提供するサービスが実施されてきました。

近年の利用状況は、3 障害法定施設（入所の更生施設や授産施設、生活訓練施設等）、グループホーム等居住系サービスともに、増加傾向となっています。

今後は、施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行を見すえて、グループホームやケアホームの提供体制を整備することが課題です。

■ グループホーム等居住系サービスの利用状況(月間)

サービス種別		平成 21 年 10 月	平成 22 年 10 月	平成 23 年 10 月
共同生活援助 (グループホーム)	人数	27	32	45
共同生活介護 (ケアホーム)	人数	13	70	86
施設入所支援	人数	132	157	247

※参考

サービス種別		平成 21 年 10 月	平成 22 年 10 月	平成 23 年 10 月
旧法施設支援(入所)	人数	186	154	66

②サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

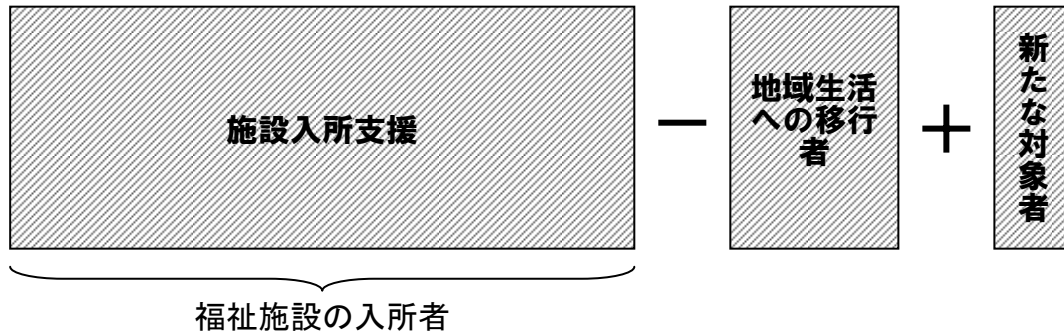
◎共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

サービス種別	実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
共同生活援助 （グループホーム）	介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している障害者に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の援助を提供します。	月間利用人数	現利用者のサービス利用状況の推移から見込量を算出しました。
共同生活介護 （ケアホーム）	介護を必要とする障害者に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。		

◎施設入所支援

実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
施設に入所する障害者に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	月間利用人数	第1期計画時点の平成17年度現在の福祉施設の入所者数を基礎として、入所者の地域生活への移行者数を控除し、施設入所が真に必要と判断される入所者数を加えた上、事業者動向を勘案して見込量を算出しました。

【サービス見込量の算出イメージ】



③各年度のサービス見込量

各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、事業者による共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の整備を促進するとともに、事業者への必要な支援に努めます。

また、施設入所支援については、市審査会を通じて決定する障害程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

■ 居住系サービスの見込量(月間)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人数	50	55	60
共同生活介護 (ケアホーム)	人数	90	95	100
施設入所支援	人数	320	330	340

4) 指定相談支援（サービス等利用計画作成）

① サービスの現状

従来の相談支援は「サービス等利用計画作成」に関する事業でしたが、今回相談支援の体系の見直しが行われ、大きくは「計画相談支援」と「地域相談支援」の2種類となり、「地域相談支援」には「地域移行支援」と「地域定着支援」の2つのサービスを含むものとなりました。

② サービス見込量設定の考え方

サービス見込量は、サービス対象者等を勘案しつつ、次の考え方により設定します。

サービス種別	実施内容	見込量の単位	見込量算出の考え方
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整、モニタリング*を行うものです。	月間利用人数	全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象にすることが目標であり、現在の相談支援の利用状況も踏まえ、見込量を算出しました。
地域相談支援 (地域移行支援)	地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行うものです。		施設入所者や退院可能精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案し、見込量を算出しました。
地域相談支援 (地域定着支援)	安定した地域生活を定着させるための相談支援を行うものです。		単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人の状況を勘案し、見込量を算出しました。

③各年度のサービス見込量

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、地域生活支援事業により実施される相談支援事業などを通じて、サービス等利用計画の作成を必要とする人、施設入所者で今後地域生活への移行希望を持っている人、障害者の家庭の状況で各種サービスが受けられにくい人等の把握に努めます。

■ 指定相談支援(サービス等利用計画作成)の見込量(月間)

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人数	110	150	820
地域相談支援 (地域移行支援)	人数	12	12	12
地域相談支援 (地域定着支援)	人数	13	13	13

3 市が行うことと定められているサービス(地域生活支援事業)の見込量の設定

(地域生活支援事業)の見込量の設定

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第 77 条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

地域生活支援事業の実施にあたり、本市では次の 3 点の基本的な考え方を重視しながら、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

- ①本市の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援事業に関わるサービス提供体制を確保します。
- ②身体・知的・精神の 3 障害に対応した、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。
- ③事業の効率性を高めながら、インフォーマル*サービスの活用・育成にも取り組みます。

1) 実施する事業

実施する事業は以下のものです。

サービス種別
相談支援事業
成年後見制度利用支援事業
コミュニケーション支援事業
日常生活用具給付等事業
移動支援事業
地域活動支援センター事業
その他事業

相談支援事業を中心とする地域生活支援事業等の提供体制

市 民

障害福祉サービスを利用したい。家族として相談したい。

地域で自立した生活を営むための支援を受けたい。等

障害者相談支援事業所（10カ所）・市
（各種相談に対し事業所間・市で連携）

連携

川口市自立支援協議会

（むすぶ部会・くらし部会・日中活動部会）

構成機関（市、障害者相談支援事業所、サービス事業者、
保健・医療機関、障害当事者団体等）
（事例検討）

情報の提供
サービス受給者証の
発行（市）等

障害者（必要なものを組み合わせて利用）

障害福祉
サービス

訪問系
サービス

日中活動系
サービス

居住系
サービス

地域生活支援事業

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を援助

コミュニケーション事業

手話通訳者派遣事業、要約筆記奉仕員派遣事業、手話通訳者設置事業

日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための用具を購入する費用の援助

移動支援事業

外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援

地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等

日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を提供する事業

社会参加促進事業

広報紙等点字訳・録音事業、自動車運転免許取得費補助事業、自動車改造費補助事業、リフト付自動車貸出事業

■ は必須事業、□ は任意事業

2) 各年度のサービス見込量

各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

◎相談支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害者等の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関との連絡調整など障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。	障害者相談支援事業	10行政区において、それぞれ1箇所の相談支援事業所を設置し、箇所数については維持することとしました。

◎成年後見制度利用支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を援助します。	成年後見制度利用支援事業	利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

◎コミュニケーション支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
手話通訳者・要約筆記奉仕員を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介します。	手話通訳者の派遣事業	平成22年度の利用実績に手帳所持者の増加推移を勘案して見込量を算出しました。
	要約筆記奉仕員の派遣事業	
	手話通訳者設置事業	

◎日常生活用具給付等事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めます。	介護・訓練支援用具	給付実績の増減傾向が明確ではないため、平成21～23年度の実績値を勘案して見込量を算出しました。
	自立生活支援用具	
	在宅療養等支援用具	
	情報・意思疎通支援用具	
	排泄管理支援用具	平成22年度の利用実績に手帳所持者の増加の推移を勘案して見込量を算出しました。
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付実績の増減傾向が明確ではないため、平成21～23年度の実績値を勘案して見込量を算出しました。

◎移動支援事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。	移動支援事業	平成22年度の利用実績に手帳所持者の増加の推移を勘案して見込量を算出しました。

◎地域活動支援センター事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
障害特性に応じた活動の場及び、活動内容の充実を図るとともに、地域生活支援の促進に努めます。	地域活動支援センター	市内に偏りのない配置を検討し、行政区域を参考に必要数を勘案して設置しました。また、利用者は利用状況の推移から見込みました。

◎その他事業

方針	事業内容	見込量算出の考え方
サービス提供事業者と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。	日中一時支援事業	平成22年度の利用実績を勘案して見込量を算出しました。
	社会参加促進事業	

■ 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量(月間)

サービス種別		3期計画見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問系サービス	時間	18,813	20,982	23,724
	人数	536	612	698
居宅介護(ホームヘルプ)	時間	11,353	12,942	14,754
	人数	439	500	570
重度訪問介護	時間	4,200	4,200	4,550
	人数	12	12	13
同行援護	時間	2,000	2,400	2,800
	人数	50	60	70
行動援護	時間	1,260	1,440	1,620
	人数	35	40	45
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人数	0	0	0
日中活動系サービス	人日分	26,995	28,246	29,697
	人数	1,357	1,419	1,491
生活介護	人日分	12,600	13,200	13,800
	人数	630	660	690
自立訓練(機能訓練)	人日分	225	225	225
	人数	25	25	25
自立訓練(生活訓練)	人日分	540	540	540
	人数	30	30	30
宿泊型自立訓練	人日分	930	930	930
	人数	30	30	30
就労移行支援	人日分	1,300	1,500	1,700
	人数	65	75	85
就労移行支援(養成施設)	人日分	20	20	20
	人数	1	1	1
就労継続支援(A型)	人日分	520	540	560
	人数	26	27	28
就労継続支援(B型)	人日分	10,000	10,400	11,000
	人数	500	520	550
療養介護	人日分	620	651	682
	人数	20	21	22
短期入所(ショートステイ)	人日分	240	240	240
	人数	30	30	30
居住系サービス	人数	460	480	500
共同生活援助(グループホーム)	人数	50	55	60
共同生活介護(ケアホーム)	人数	90	95	100
施設入所支援	人数	320	330	340
指定相談支援(サービス等利用計画作成)	人数	135	175	845
計画相談支援	人数	110	150	820
地域移行支援	人数	12	12	12
地域定着支援	人数	13	13	13

※ 「人日分」＝延べ利用日数 { (月間の利用人員) × (1人1月当たりの平均利用日数) }

■ 地域生活支援事業の見込量(年間)

事業種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 相談支援事業				
①相談支援事業				
障害者相談支援事業	(実施見込箇所数)	10	10	10
自立支援協議会	(実施見込箇所数)	1	1	1
②市町村相談支援機能強化事業	(実施見込箇所数)	実施 10	実施 10	実施 10
③住宅入居等支援事業	(実施見込箇所数)	実施 1	実施 1	実施 1
(2) 成年後見制度利用支援事業	(実施見込件数)	3	3	3
(3) コミュニケーション支援事業				
手話通訳者派遣事業	(延利用見込者数)	1,250	1,250	1,250
要約筆記者事業	(実利用見込者数)	9	9	9
手話通訳者設置事業	(実設置見込者数)	1	1	1
(4) 日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	(給付見込件数)	28	28	28
自立生活支援用具	(給付見込件数)	59	59	59
在宅療養等支援用具	(給付見込件数)	65	65	65
情報・意思疎通支援用具	(給付見込件数)	80	80	80
排泄管理支援用具	(給付見込件数)	7,900	8,370	8,880
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	(給付見込件数)	14	14	14
(5) 移動支援事業	(実利用見込者数)	265	294	328
	(延利用見込時間数)	47,170	55,272	64,944
(6) 地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター	(実施見込箇所数)	9	10	12
	(延実利用見込者数)	23,606	25,967	31,160
(7) その他事業				
日中一時支援事業	(実施見込箇所数)	6	6	6
	(延利用見込者数)	300	300	300
社会参加促進事業	(実施事業数)	4	4	4

第5章 重点的な取組

1 第3期計画における重点的な取組の枠組みと視点

重点的な取り組みについては、第3期計画においても、基本的な枠組みは第2期計画を踏襲し、推進していくものとします。

また、特に第3期計画においては、市民アンケート調査、関係団体・事業所アンケート調査等の結果を踏まえ、次の3点について特に重点的に取り組むものとします。

- ① 相談支援体制のさらなる充実
- ② 利用者目線での情報提供の工夫
- ③ 住まいの確保

<p>① 相談支援体制のさらなる充実</p>	<p>川口市においては、これまでも相談支援体制について重点的に取り組んできました。平成23年10月に鳩ヶ谷市と合併したことに伴い行政区は10行政区になり、1行政区に1箇所の相談支援事業所の設置を計画しています。</p> <p>今後は、障害者の相談に常時応じられるよう障害者総合相談窓口の設置について検討していくとともに、3障害の相談に対応した専門職の配置についてもすすめていきます。</p>
<p>② 利用者目線での情報提供の工夫</p>	<p>広報かわぐちや市のホームページ等様々な手段で情報提供に取り組んでいますが、利用者に十分に届いていない状況もみられます。</p> <p>今後は、広報かわぐちや市のホームページ等のさらなる充実を図り、各種関係機関や事業所等における情報提供とともに、民生委員・児童委員等、“人を介した情報提供”についてもすすめていきます。</p>
<p>③ 住まいの確保</p>	<p>入所施設やグループホーム等、生活の場に対するニーズは非常に高いものがあります。</p> <p>平成23年7月に市内事業所で宿泊型自立訓練事業が始まりましたが、今後、身体障害者や知的障害者等においても、拠点となる通過型総合施設の設置について取り組むとともに、グループホーム等の設置についても各種の支援を強化していきます。</p>

■ 重点的な取組の体系

第3期計画で取り組む主な施策の体系は、次のとおりです。

【障害福祉サービス】

【施策】

訪問系 サービス

- ① ヘルパーの質の向上
- ② ヘルパー事業所の拡大と連携
- ③ 相談支援事業所とヘルパー事業所の連携
- ④ 支給基準による障害福祉サービスの提供
- ⑤ 適切なサービスの支給

日中活動系 サービス

- ① 地域及び利用者ニーズに合わせた施設配置の検討
- ② 就労支援事業所の充実
- ③ 市内施設間の連携を図る支援の実施
- ④ 障害特性と本人のニーズを勘案した施設利用の実施

居住系 サービス

- ① グループホーム、ケアホームの拡充
- ② 拠点となる通過型総合施設の設置の研究
- ③ 施設利用待機者の状況把握と入所調整
- ④ 地域移行・地域定着の充実

地域生活 支援事業

- ① 相談支援事業
- ② 成年後見制度利用支援事業
- ③ コミュニケーション支援事業
- ④ 日常生活用具給付等事業
- ⑤ 移動支援事業
- ⑥ 地域活動支援センター事業

2 取組の内容

1) 訪問系サービスにおける重点的な取組

障害者が適切なサービスが受けられるよう、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、きめ細やかな介護者への支援と質の高いサービスの提供に取り組めます。

また、相談支援事業所やヘルパー事業所の連携を強化するとともに、サービス更新時のアセスメント*の実施など、適切なサービス利用の調整について取り組めます。

	これまでの主な取組	第3期計画の重点的な取組
① ヘルパーの質の向上	精神障害者ヘルパーの研修に取り組むとともに、社会福祉協議会を中心に市内事業所とサービス内容の検討や情報交換を行ってきた。	○3障害に対するヘルパー研修の実施 ○ヘルパー相互の情報交換の推進
② ヘルパー事業所の拡大と連携	地域包括支援センター主催の地域ケア会議等における市の障害福祉サービスの情報説明や、各施設へ研修会等の情報の周知や、勉強会等を行ってきた。	○他機関で行われる研修等の継続的な周知 ○介護保険事業所に対する障害者自立支援法の周知と、障害福祉サービスへの関与、促進 ○ヘルパー事業所に対する職員派遣を含めた障害福祉サービス提供に関する指導や支援の継続
③ 相談支援事業所とヘルパー事業所の連携	困難ケースに対するケースカンファレンスの実施や、支援スタッフに対する障害者ケアマネジメントに関する研修を実施してきた。	○ヘルパー事業所が抱える困難ケースに対する相談支援事業所等の連携サポート体制のさらなる充実 ○障害者ケアマネジメントの技法を活用した、障害福祉サービス提供の実施
④ 支給基準による障害福祉サービスの提供	支給基準の見直しを行ってきた。	○川口市自立支援協議会等の意見を参考とした支給基準の継続的な見直し
⑤ 適切なサービスの支給	需要と供給のバランスをみながら、サービスの支給を行ってきた。	○適切なサービス利用の調整を行うための、サービス更新時等におけるアセスメントの実施

2) 日中活動系サービスにおける重点的な取組

誰もが身近な地域での居場所が確保できるよう、本市の地域特性を踏まえた適切な施設配置を推進します。

また、川口市自立支援協議会日中活動部会において、本市の実情に合った就労支援のあり方を検討しながら、市内における関係部局での連携とともに、川口市障害者就労支援センターをはじめとする関係機関や就労支援事業所とのネットワークづくりに取り組みます。

	これまでの主な取組	第3期計画の重点的な取組
① 地域及び利用者ニーズに合わせた施設配置の検討	市内施設一覧を作成し、障害福祉ガイドブックや市ホームページにて掲載するとともに、平成21年度に日中一時支援事業が開始となった。	○利用者が自ら施設を選べる環境づくりと情報提供の推進
② 就労支援事業所の充実	川口市地域自立支援協議会に障害者就労支援センターの活動報告を行うとともに、市内の関係部署との情報交換等を行ってきた。	○川口市障害者就労支援センターと各事業所の連携強化の推進 ○就労に関する行政機関や社会基盤と連携した就労移行の推進 ○川口市自立支援協議会日中活動部会における就労支援のあり方の検討
③ 市内施設間の連携を図る支援の実施	川口市障害者施設運営団体連絡会主催の施設職員の研修会や情報交換の実施とともに、地域情報共有のための福祉マップの作成・配布を行ってきた。	○施設職員の交流や研修による施設間の格差是正や意識の向上 ○川口市自立支援協議会むすぶ部会におけるネットワーク強化の検討 ○川口市障害者施設運営団体連絡会への協力
④ 障害特性と本人のニーズを勘案した施設利用の実施	障害者ケアマネジメントの研修会による支援者のスキルアップや、各種施設の有効利用についての検討を行ってきた。	○施設利用希望者に対する、障害者ケアマネジメントの手法を活用した相談や適切な支援の実施 ○一時入所事業(しらゆりの家)などの、市独自事業の有効活用の推進

3) 居住系サービスにおける重点的な取組

安心して生活していくために、住まいの場については、利用者の高いニーズがあります。利用者のニーズに合った質の高いグループホーム、ケアホームの整備を推進していくとともに、通過型総合施設の設置等、地域への移行促進に取り組みます。

また、当事者や家族の安心な地域生活を維持できるよう、緊急時の体制についても研究していきます。

	これまでの主な取組	第3期計画の重点的な取組
① グループホーム、 ケアホームの拡充	障害者施設の新規採用職員に対する研修会の実施や市職員による各施設におけるサービス等利用計画作成の助言等を行ってきた。	<ul style="list-style-type: none"> ○施設機能のレベルアップと事業の充実 ○施設運営や経営健全化に対する助言 ○利用者の健康管理の向上に向けた、研修機会の充実
② 拠点となる通過型 総合施設の設置の 研究	ケースワーカーが施設入所について調整し、対応するとともに、平成23年7月から市内事業所で宿泊型自立訓練事業を開始した。	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者等も含めた、現在の滞留型¹の入所・通所施設から通過型²の総合施設への移行の研究 ○入所施設の確保についての検討 ○障害者やその家族の緊急時における体制についての継続的な検討
③ 施設利用待機者の 状況把握と入所調 整	希望者に対し面接を行い、本人の能力を評価した上で、入所施設やグループホームなど、本人のニーズにあった情報提供を行ってきた。	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズの把握と本人の生活能力に合わせた居住環境の設定
④ 地域移行・地域定 着の充実	「地域移行促進会議」を含む、地域移行(退院促進)事業を実施してきた事業者に対して協力をしてきた。	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護担当部署と連携した事業の推進 ○地域移行・地域定着を支援するスタッフの養成・研修の実施 ○「地域移行促進会議」の継続開催の支援

¹ 滞留型：障害者が生涯入所及び通所をしながら生活をしていく施設

² 通過型：指導、訓練をすることにより、円滑な社会への適応を図ることを目的とする施設

4) 地域生活支援事業における重点的な取組

利用者の身近な地域で、利用者の立場に立ち、いつでも気軽に相談できる体制があることは大きな安心に繋がります。

今後は、障害者総合相談窓口の設置、相談支援体制の検討、コミュニケーションの支援や移動支援等、市民生活を支える地域生活支援事業にきめ細やかに取り組んでいきます。

	これまでの主な取組	第3期計画の重点的な取組
① 相談支援事業	<p>9行政区において、9箇所の相談支援事業所を設置し、有資格者の専門職を配置し対応してきた。</p> <p>障害福祉課・市内相談支援事業所で3障害の相談を実施した。</p> <p>保健所と協力し民生委員・児童委員に対して精神障害についての研修会を実施した。</p> <p>居住サポート事業を委託している市内事業所において、365日24時間相談支援体制を実施した。</p> <p>身体障害者相談員と知的障害者相談員の連絡会を開催し情報交換を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に密着した身近な相談窓口の設置推進 ○専門職の配置を含めた、障害者総合相談窓口の設置を検討 ○地域の身近な相談者として期待される民生委員・児童委員に対する障害者理解促進のための研修等の実施 ○夜間、休日の相談支援体制の充実 ○身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携、促進 ○障害者団体等のピアカウンセリング活動の支援 ○サービス等利用計画を作成できる事業所の指定・推進、自己作成者への支援 ○障害者虐待相談窓口の設置 ○発達障害等に対する相談支援体制の充実
② 成年後見制度利用支援事業	<p>成年後見人制度については、相談支援事業所を対象に勉強会を実施し、相談窓口になることの周知を行ってきた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用支援事業の普及啓発

	これまでの主な取組	第3期計画の重点的な取組
③ コミュニケーション 支援事業	広報かわぐちの点字訳・録音版の配布を行うとともに、要約筆記については、社会福祉法人に業務委託をし、実施してきた。	○要約筆記奉仕員派遣事業充実のための要約筆記奉仕員の養成についての調査・研究の実施
④ 日常生活用具給付 等事業	ケースワーカーによる個別相談にて対応するとともに、品目・対象者・基準額など要綱の改正に取り組んできた。	○日常生活用具給付事業の普及啓発 ○必要と認められる日常生活用具の研究
⑤ 移動支援事業	居宅介護事業所を対象に説明会を開催し、登録事業所の充実に努めるとともに、川口市地域自立支援協議会くらし部会にて状況把握のアンケート調査を実施してきた。	○実績やニーズの把握に努め、より充実した制度となるための委託事業所の充実
⑥ 地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを整備し、手帳所持者や発達障害・高次脳機能障害者等の受け入れを実施してきた。	○発達障害・高次脳機能障害・難病*等の支援を必要とする方にも対応可能な事業所の充実と、新規事業所の参入に向けた選定委員会等の設置の検討 ○地域と連携した障害者の理解の促進とコミュニティづくりを行う事業の実施 ○仲間づくりのきっかけの場や就職者への支援等、利用者のニーズに応じた事業の実施 ○自助グループやボランティアの育成、ピアカウンセリング活動の支援事業の実施 ○地域活動支援センター連絡会の設置

第6章 制度の円滑な運営の 仕組みと計画の推進

1 適切な障害程度区分の認定

障害者自立支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要となり、18歳以上の市民については、「障害程度区分の認定」（区分1～6の6段階）を受けることとなっています。

「障害程度区分認定調査」「市審査会」などについて、当事者や家族などへの制度の周知と理解に努めるとともに、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障害者のニーズに応じた支給決定に努めます。

2 自立支援協議会の運営

本市は平成18年度、地域全体で障害者を支えるための相談支援体制のシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として、市内6箇所に設置した相談支援事業所を中心に、市、教育、就労、医療、保健、福祉などの幅広い分野のメンバー構成で「川口市地域自立支援協議会」を設立しました。

今後も協議会の協力を得ながら、障害者施策を充実していきます。また、協議会の活動について、市ホームページを通して市民に周知していきます。

3 計画の達成状況の評価・点検及び公表

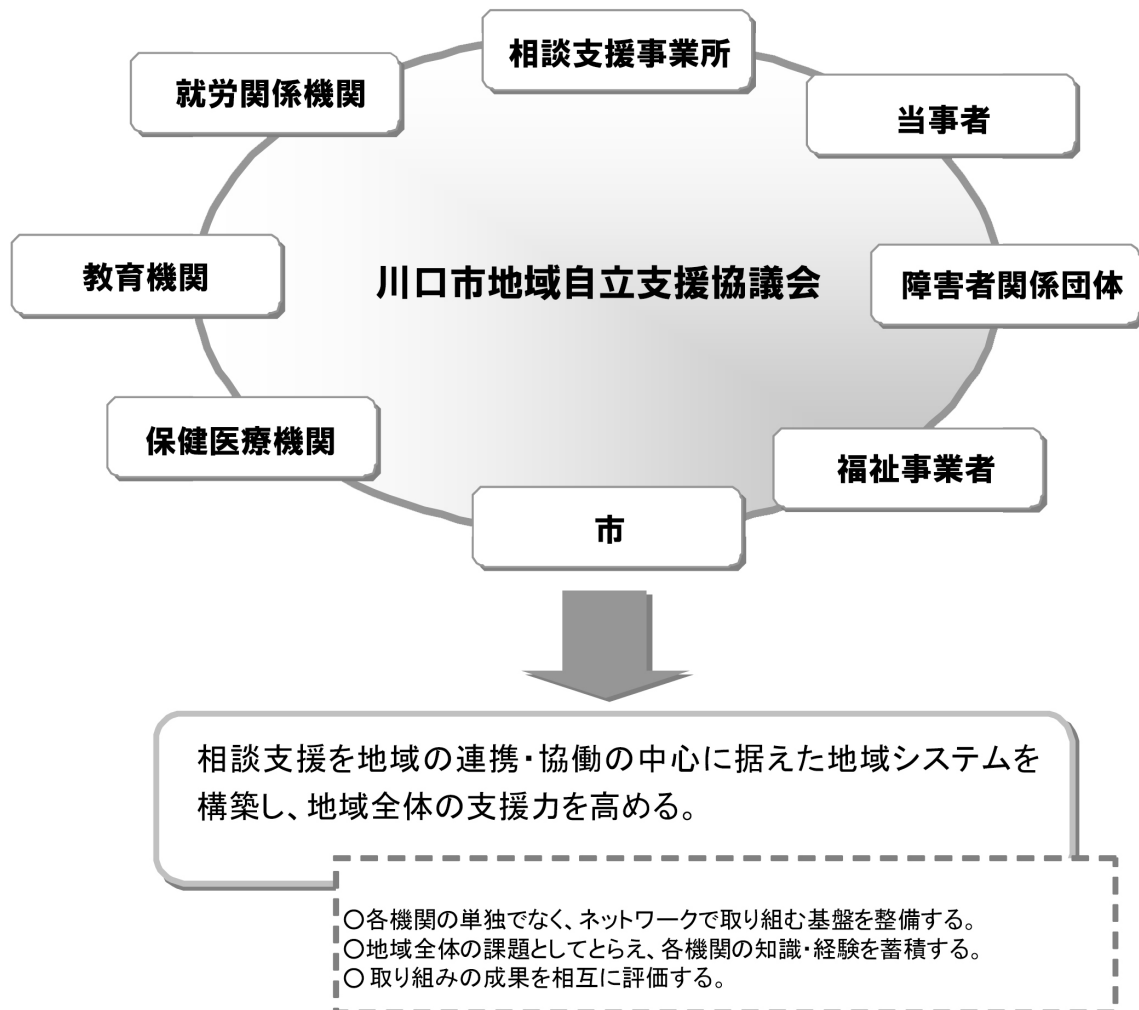
「PDCAサイクル*」に則った計画の推進を図るため、「川口市自立支援協議会」において、1年に1回、評価、達成状況の点検を行い、「川口市社会福祉保健審議会*」に報告します。

また、自立支援協議会から本計画の達成状況の報告を受けて、その結果を毎年、市のホームページなどで公表します。

4 連携

「川口市自立支援協議会」を中心に、相談支援、権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討のもと、効果的な連携と幅広い意見交換を図ります。

川口市自立支援協議会のネットワークと役割



資料編

1 川口市障害者福祉計画等策定委員会要綱

川口市障害者福祉計画等策定委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法に基づく「障害者福祉計画」及び障害者自立支援法に基づく「障害者自立支援福祉計画」(以下「計画」という。)について必要な事項を検討し、計画案を策定するための川口市障害者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画について必要な次の事項を検討し、これに基づき策定された計画案を市長に提言するものとする。

2 障害者福祉計画

- (1) 現状把握
- (2) 事業実施の現況
- (3) 事業実施の必要量の把握
- (4) 事業実施の設備目標の設定
- (5) その他、必要な事項

3 障害者自立支援福祉計画

- (1) 各年度における指定障害者福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- (2) 地域生活支援事業の実施に関する事項
- (3) その他、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体・関係機関の代表
- (3) その他、特に市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は平成25年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は市長が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められたときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会員は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 専門部会員は、委員会の所掌事務について、必要な情報資料を提供し、付託のあった事項について、調査研究し委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱の施行に伴い、川口市障害者福祉計画策定委員会要綱及び川口市障害者自立支援福祉計画策定委員会要綱を廃止する。

2 川口市障害者福祉計画等策定委員会委員名簿

川口市障害者福祉計画等策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	平野 方紹 ◎	日本社会事業大学 社会福祉学部 福祉計画学科 准教授
	新谷 仁	川口医師会 副会長
	渡辺 タエ子	埼玉県川口保健所 副所長
	高倉 富美子 ○	埼玉県南児童相談所 所長
	吉田 光江	川口公共職業安定所 専門援助部門統括職業指導官
	福田 由美子	川口市立校長会 前川小学校長
関係機関	山崎 豊	川口市障害者施設運営団体連絡会 会長
	松本 哲	川口市地域自立支援協議会 太陽の家施設長
	水谷 智子	川口市社会福祉協議会 事務局長
障害者関係団体	小巻 喜一	社団法人川口市身体障害者福祉会 理事長
	井出 信男	障害者の総合施設をつくる会 会長
	結城 広美	川口・鳩ヶ谷市精神障害者家族の会
地域関係者	中塩 照美	川口市民生委員児童委員協議会 朝日地区民生委員児童委員協議会会長
	深澤 百合	公募委員
	中山 毅	公募委員
事 務 局	福祉部 障害福祉課	

※ ◎:委員長、○:副委員長 敬称略

3 川口市障害者福祉計画等策定委員会策定経過

日 程	会議等	概 要	備考												
平成 23 年 6月3日(金)	第1回 川口市障害者福祉計画等策定委員会 (川口市役所 本庁舎2階 第3会議室)	【主な議事】 ○第3期計画の策定に向けて ・「川口市障害者福祉計画」と「川口市障害者自立支援福祉計画」の関連性 ・今後の業務実施スケジュールの確認 ○策定委員会の公開に係る決定事項について ・基本方針の決定 ・委員長への委任事項の確認													
平成 23 年 7月12日(火)	川口市地域自立支援協議会 (上青木公民館 講座室1号)	【検討事項】 ○第3期計画の策定に向けて ・「川口市障害者福祉計画」と「川口市障害者自立支援福祉計画」の関連性 ・今後の業務実施スケジュールの確認 ◎策定委員会への提案事項の検討 ○アンケート調査(案)について ・調査対象及び項目等の検討													
平成 23 年 7月22日(金)	第2回 川口市障害者福祉計画等策定委員会 (川口市役所 別館3階 第3委員会室)	【主な議事】 ○現計画の進行状況について ・サービス見込量と実績の確認 ・見込量確保のための方策の実績 ○アンケート調査(案)の実施について ・調査対象及び内容の審議													
平成 23 年 8月11日(木) ～8月25日(木)	川口市障害者自立支援福祉計画に 関するアンケート調査の実施	【概要】 ○目的 「川口市障害者自立支援福祉計画」の改訂のため、市が今後取り組むべき方向性、障害施策等の検討・立案に資するために実施するもの。 ○対象 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>障害者及び家族</td> <td style="text-align: center;">1,400名 (旧鳩ヶ谷市含む)</td> </tr> <tr> <td>身体障害関係</td> <td style="text-align: center;">560名</td> </tr> <tr> <td>知的障害関係</td> <td style="text-align: center;">420名</td> </tr> <tr> <td>精神障害関係</td> <td style="text-align: center;">420名</td> </tr> <tr> <td>関係団体 (川口市障害者団体 連絡協議会加入団体)</td> <td style="text-align: center;">23団体</td> </tr> <tr> <td>事業所 (市内の障害に関わ る事業所)</td> <td style="text-align: center;">69事業所</td> </tr> </table>	障害者及び家族	1,400名 (旧鳩ヶ谷市含む)	身体障害関係	560名	知的障害関係	420名	精神障害関係	420名	関係団体 (川口市障害者団体 連絡協議会加入団体)	23団体	事業所 (市内の障害に関わ る事業所)	69事業所	
障害者及び家族	1,400名 (旧鳩ヶ谷市含む)														
身体障害関係	560名														
知的障害関係	420名														
精神障害関係	420名														
関係団体 (川口市障害者団体 連絡協議会加入団体)	23団体														
事業所 (市内の障害に関わ る事業所)	69事業所														

日程	会議等	概要	備考
平成 23 年 10 月 6 日(木)	川口市地域自立支援協議会 (上青木公民館 講座室1号)	【検討事項】 ◎策定委員会への提案事項の検討 ○策定作業の進行状況について ・作業状況の確認 ○アンケート調査結果について ・調査結果(中間報告)の確認	
平成 23 年 10 月 25 日(火)	第3回 川口市障害者福祉計画等策定委員会 (川口市役所 別館2階 第1委員会室)	【主な議事】 ○アンケート調査の結果について ・調査結果の報告 ・結果の計画反映に関する審議・検討 ○計画骨子(案)について ・骨子に関する審議・検討	
平成 23 年 11 月 25 日(金)	川口市地域自立支援協議会 (上青木公民館 講座室1号)	【検討事項】 ○策定作業の進行状況について ・作業状況の確認 ○パブリックコメントの実施について ・実施時期の報告	
平成 23 年 12 月 1 日(木)	第 4 回 川口市障害者福祉計画等策定委員会 (川口市役所 第2庁舎 地下第1・第2 会議室)	【主な議事】 ○計画素案について ・素案内容の審議 ○パブリックコメントの実施について ・実施時期の報告	
平成 23 年 12 月 19 日(月) ～平成 24 年 1 月 19 日(木)	パブリックコメントの実施	【概要】 ○「川口市障害者自立支援福祉計画」素案を 市ホームページ、市政情報コーナー、障害福 祉課で閲覧可能とし、意見を募集。 ○意見提出 1名	
平成 24 年 2 月 10 日(金)	川口市地域自立支援協議会 (鳩ヶ谷庁舎 3階会議室)	【検討事項】 ○パブリックコメントの結果について ・募集結果の確認 ・意見に対する市の考え方 ○自立支援協議会からの素案に対する意見・ 提案について	

日 程	会議等	概 要	備考
平成 24 年 2月 22 日(水)	第 5 回 川口市障害者福祉計画等策定委員会 (川口市役所 第2庁舎 地下第1・第2 会議室)	【主な議事】 ○パブリックコメントの結果について ・意見に対する市の考え方及び計画修正の 検討 ○自立支援協議会からの意見・提案について ・意見・提案に対する市の考え方及び計画修 正の検討 ○計画(案)について ・パブリックコメント及び自立支援協議会から の意見を反映させた計画の確認	
平成 24 年 3月 29 日(木)	市長への提言 (川口市役所 4階 市長室)	【内容】 ○第3期川口市障害者自立支援福祉計画に ついて策定委員会を代表し、委員長が市長 に提言	

4 用語集

あ 行

アセスメント

ある事象を客観的に評価することを言う。評価に当たっては客観的な評価基準(行動、言動、態度など)を設定し、それらが基準を満たしているかといった観点で評価を行う。

インフォーマル

フォーマル(公式・制度的)に対し、インフォーマル(非公式)とは公的制度に基づかない多様な形態をさす。家族や友人、地域住民、ボランティア、NPO 法人等が行う支援をインフォーマルサービス(ケア)という。

か 行

川口市社会福祉保健審議会

市長の諮問機関として、社会福祉及び保健に関する施策の総合的、計画的運営を図るための調査・審議を行うことを目的に、条例により設置されている。委員として、社会福祉事業従事者、社会福祉関係団体役員、医療機関役員、地域住民組織関係者等の識見を有する 15 名の方に委嘱している。

強度行動障害

激しい不安や行動、混乱に陥って特異な行動を繰り返し、日常生活に困難を生じるような状態をいう。こうした状態では、多動や自傷、異食、特異なこだわりなどの行動を示す。

ケアマネジメント

障害者及びその家族に必要とする支援を迅速かつ効果的に提供できるよう、保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結びつけるために連携・調整・統合を行うこと。

ケースカンファレンス

チーム内で方針を決定するための会議のこと。これから関わりをもつ事例についてや、すでに終了した事例等について、評価する際に行われる。

ケースワーカー

社会生活上の困難や問題を抱える人に、解決を図るための相談や援助を行う専門家のこと。ソーシャルワーカーと同じ意味で使うことが多い。

高次脳機能障害

疾病や事故による傷害のため、言語や思考、記憶、行為、学習、注意や感情などに障害を生じた状態をいう。症状は外見からはわかりにくいのが特徴で、認知や記憶、言語、行為等の障害としてあらわれる。一見しただけでは障害があることが分かりにくい。

さ 行

支援費制度

従来の措置制度に代わり、平成 15 年 4 月から障害のある人自らがサービスを選択し、事業者・施設と対等な立場に立った契約によりサービスを利用する制度。障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とする。

障害者基本法

身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律（平成 5 年施行）。平成 23 年 8 月に改定された。

障害者自立支援法

身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類ごとに分かれていた障害者の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ十分なサービス提供を行うことにより、障害者がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律（平成 18 年施行）。

小規模作業所

障害者の保護者や障害者団体等によって運営され、障害者が職業及び生活に関する訓練等を受けたり、創作活動などを行う法定外の通所施設をいう。

自立支援協議会

障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障害福祉関係機関のネットワークづくり、障害福祉計画の進捗状況の評価などを行う。（平成 23 年度までは「地域自立支援協議会」という。）

身体障害

身体障害者福祉法に規定された、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能、またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの。

スキルアップ

技術力を高めること。

精神障害

総合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等、精神の病気のために社会生活が困難な状態をいう。

成年後見制度

認知症や知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方を法律面や生活面で保護、支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなど、地域で安心して生活できるように支援するしくみ。

た 行

第三者評価

第三者的立場にある評価機関等が実施する評価のこと。

地域包括支援センター

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が必ず配置される。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

知的障害

先天性または出生時ないし、出生後早期に脳髄に何らかの障害を受けているため、知能が未発達の状態に留まり、そのため学習、社会生活への適応が著しく困難な状態をいう。

通過型総合施設

障害者の就労や在宅生活などの社会復帰を目指し、一定の期間、必要なサービスを提供する通過型の施設。

特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られること」を目的とした学校である。旧盲学校、旧聾学校、旧養護学校は、平成19年4月1日から「特別支援学校」となった。

な 行

難病

原因が不明であったり、治療法が確立していなかったり、後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリテマトーデス」「ベーチェット病」「脊髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」などが挙げられる。

は 行

発達障害者支援法

発達障害者支援法は、平成17年4月1日から施行された法律。この法律における「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢児において発現するもの」をさす。

この法律は、発達障害の定義と法的な位置付けの確立、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進、専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保、子育てに対する国民の不安の軽減を図るという目的で制定された。

ピアカウンセリング

ピア（peer）とは「仲間」「対等」という意味で、従来の専門職による支援とは異なり、共通の経験と関心に基づいた仲間同士の相互支援活動のことで、同じような経験を持つ人が、相手に対する傾聴と情報提供を行うことによって、相手が問題を自分で解決していくように手助けをする。

PDCAサイクル

Plan（計画）—Do（実行）—Check（点検）—Action（見直し）のサイクル。

福祉的就労

一般就労への移行に向けた支援を行う福祉施設等での就労をいう。

ま 行

モニタリング

社会福祉援助の実践の過程で、その実行状況を監視し点検すること。援助実践の内容や効果、課題の達成はできているか、利用者は満足しているかなどを定期的に吟味し見直しをすること。

ら 行

ライフスタイル

生活様式。特に環境・趣味・交際などを含めたその人の個性を表すような個人の生き方。

療育手帳

児童相談所、知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された場合に交付される手帳。

第3期川口市障害者自立支援福祉計画

発行：川口市福祉部障害福祉課

発行年月：平成24年3月

〒332-8601

川口市青木2丁目1番1号

TEL：048-258-1110（大代表）

FAX：048-256-5650

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/20109999/20109999.html>

